

平成19年予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成19年3月20日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 4時03分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 3号 平成19年度士別市一般会計予算

議案第 4号 平成19年度士別市診療施設特別会計予算

議案第 5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 6号 平成19年度士別市老人保健特別会計予算

議案第 7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第 9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計予算

議案第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第14号 平成19年度士別市水道事業会計予算

議案第15号 平成19年度市立士別総合病院事業会計予算

議案第16号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

閉議宣告

出席委員（21名）

委員	山居忠彰君	副委員長	伊籐隆雄君
委員	井上久嗣君	委員	丹正臣君
委員	粥川章君	委員	小池浩美君
委員	柿崎由美子君	委員	平野洋一君
委員	足利光治君	委員長	遠山昭二君

委員 岡崎治夫君  
委員 山田道行君  
委員 齊藤昇君  
委員 牧野勇司君  
委員 中村稔君  
委員 岡田久俊君

委員 谷口隆徳君  
委員 田宮正秋君  
委員 池田亨君  
委員 菅原清一郎君  
委員 神田壽昭君

事務局出席者

議会事務局長 辻本幸慈君  
議会事務局  
総務課主幹 近藤康弘君  
議会事務局  
総務課主事 岩端聖子君

議会事務局  
総務課長 藤田功君  
議会事務局  
総務課主査 浅利知充君

(午前10時00分開議)

副委員長(伊藤隆雄君) ただいまの出席委員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(伊藤隆雄君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

副委員長(伊藤隆雄君) なお、岡田久俊委員、遠山昭二委員長から遅参の届け出があります。

副委員長(伊藤隆雄君) それでは、19日に引き続き総括質問を行います。

神田壽昭委員。

委員(神田壽昭君) それでは、総括質問させていただきたいと思います。

最初に、農業の振興についてであります。今、国が進めているいろいろな農政改革によって、地方も、あるいはまた農業者も真剣に努力をしてきた。しかし、改革によって追いつかず、多数の農業者によって支えてきたこの地域の農業は担い手を中心に、そしてやる気と能力のある人に政策を集中するということになったわけではありますが、このことはこの地域の経済にも大きな影響を与えているでしょうし、国際競争の対応も、あるいはそれによって農地の有効利用も、更に自給率も下降の一途をたどるといようなことで、私は決してこの改革に満足をしているものではありませんし、生産を続けながら、しっかりとこの地域の声を国に伝えていかなければならないというふうに思っているわけです。

そこで、新しい年度に向けていろいろな農業の新たな対策や取り組みが何点か出てまいりましたので、それについて何点か御質問をさせていただきたいと思います。

最初に、農業農村活性化計画の策定についてお伺いしたいと思います。

さきの一般質問でも触れさせていただきましたが、朝日町との合併で、初めての新しい計画策定の時期を迎えたわけではありますが、基本は人づくり、土づくりについては変わらないと思うのでありますが、こうした中で、今言われているように、この計画の中で言われていることはオピニオンリーダーの養成を上げておられますが、これは何を指そうとしているのか、そしてその役割は、更に士別にも道の農業指導士とかいろいろな指導的な方がおられるわけですが、その方とのかかわりというのはどうなっているのかについて、最初にお伺いしたいと思います。

副委員長(伊藤隆雄君) 相山経済部次長。

経済部次長(相山佳則君) お答えいたします。

新たに策定を目指しております農業の活性化計画にかかわってございますけれども、これまでの活性化計画と申しますのは、今、委員おっしゃられましたとおり、人づくり、土づくりということを柱にしていまいりました。今後もこの2つの大きな柱というのは変えないで、活性化計画の中に位置づけていくということになるわけであります。

ただ、現在の農業、農村を取り巻く状況を見てみますと、これはこれまでも言われてまいりましたけれども、国際的に見ますと、WTOはちょっと足踏み状態というところでありましてけれども、オーストラリアとのEPA、あるいは自由貿易協定FTAが間もなく始まろうとしている状況であります。また国内的には、4月から品目横断的な経営安定対策が始まりますし、そういった中で、これまでの土づくり、人づくりというところを中心とするということでありましてけれども、人づくりにつきましては、これまでどちらかといいますと、個々の経営体を強くしていこう、意欲のある、そして能力のある経営体をつくっていくことで、地域全体を活性化していくということでありましたけれども、ただいま申しました国際的、国内的な農業の大変革が行われるという状況にあっては、個々の経営体ということは基本ということになりますけれども、そのことを含めまして、地域を、全体を引っ張っていける、いわゆる個々から集落、地域ぐるみといいますか、集落全体が一つの有機的なかわりをもって営農していくというような形が、極めて重要になってくるのではないかとこのように考えております。

そういったことから、そういった地域の合意形成をみずからつくって引っ張っていけるような、いわゆるオピニオンリーダー的な人たちを、今後の活性化計画の中では、一つの担い手の柱としていけるような形で持っていきたいということでございます。

それと、そのオピニオンリーダーを育てるということでありましてけれども、その人たちだけで地域を引っ張っていけるという状況でもないと思いますので、私も関係機関一丸となって、その人たちと研さんを積みながら、土別のいろいろな地域であるべき姿に向けていけるようにしていきたいというふうなことを考えております。

それと、指導農業士のことをお話ございましたけれども、現在土別市には5名の方が道の指導農業士として登録されております。この方々につきましては、既に地域を引っ張っていけるような先進的な経営をみずからされている方でございますし、そういった次のリーダーになると思われる人たちに助言をしたり、いろいろなことで協力をするというような体制といたしまさか、知識・経験をお持ちの方でございますので、そういった方々にも、そういったオピニオンリーダーを育てるという面におきましては、いろいろな面でかわりを持っていただきながら一緒に地域がよい方向に進めるというような形をつくっていききたいと、そんなことを考えてございます。

以上です。

副委員長（伊籾隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういうことで、新しい活性化計画はいろいろな面で、多くの人たちの参加によって、特に担い手を中心に、これからはしっかりと土別の農業を一定の方向に持っていこうという、そういう意欲というのが考えられるわけでありまして、特にこの中で、今の制度、この活性化計画の中にあるように、中心になるのは土別市農業、農村担い手支援の規則だと思うんですね。これから農業を担っていく人たちのための、いろいろな支援が規則としてあったわけでありまして、特にその中で申し上げたいことは、その制度としてあったように、市内に

住む農業者が子弟を中心にして、高校や専門学校に在学、進学すると、その進学するための就農、就学資金といいたいでしょうか、そういうものが出ていたわけでありましたが、今年度、18年度で終わって、19年度には予算化されていないというふうに見えるわけでありましたが、このことはもう役割は終わってしまったのか、あるいは新たなことを考えているのか、今日までのこの制度の経過と、あるいは就学資金を受けた人の人数とか、あるいは資金を受けたけれども就農するには至らなかったという人たちが実際どの程度いたのか、その辺についてお話をさせていただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 秋山農林振興課主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） 就農奨学金貸与事業の経過と成果ということでございますけれども、この事業につきましては農業の担い手を育成確保するという事で、担い手の支援対策の一つとして、高校卒業後、市内で就農する方に対して貸し付けを行ってきたところでございます。在学期間中に、月額1万2,000円ということで、これを無利子で貸し付けをしてきたものでございます。

この事業につきましては、平成9年度から農業担い手確保育成条例というものの中で、そして15年度からは、この条例を規則に改めまして、この中で奨学金の事業を行ってきたところでございます。この利用状況といたしましては、平成9年度から18年度まで、延べ90件、実質37名の方々に貸与をしてきたところでございます。貸し付けの総額は1,262万4,000円でございます。このうちほかの業種に変わられて、返還した方は7名いらっしゃいます。

ただ、この事業に該当した方で、8割を超える方が、現在も本市の農業の担い手として地域で頑張っておるということを踏まえまして、この事業の目的でもあります担い手の育成ということにつながっているというふうにも考えておりますし、こうしたことがこの事業の一つの成果というふうにも考えております。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 一定の役割というか、成果を今お話があったように、あったものというふうに思っております。しかしこのことは、やっぱりこれからも一定の担い手に対する支援というのは、しっかり続けていかなければならないと思っているんですが、その中で出てきているのが、私は、例えば農業を初めて就農するそういう人たちに対して、例えば農業機械とか、あるいは土地に対する利子とか、あるいは支援とか、リースに対する支援とか、そういうものが支援助成の中には含まれていると思うんですが、これについてはどんな一つの方向を目指そうとしていて、どんな効果が期待できるのかについてお伺いしたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 秋山主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） 新設した固定資産税の支援と農業機械のリースについてなんですけれども、特にここ数年、市内で農業の研修をする方が徐々にではありますけれども増えている状況にあるということでございます。また、新たに土別で農業を始めたいという方が徐々に

にですけれども、増えている状況でございます。ただ新規に参入しようとしても、農地の購入でありますとか、あるいは機械の購入ということで、莫大な投資がかかるということでございます。こうしたことに対して、今回見直したわけでございますけれども、少しでもこうした方々の初期の経営にかかる投資の軽減を図るということに視点を置いたものでございます。

この活用の見通しということになるんですけれども、昨年酪農で、新たに農業を始めた方がありまして、この方々が19年度の固定資産税の対象になるということでございます。また、今年新たに農業を始める方がありまして、こうした方々もこの対象になってくるものというふう考えております。

更に、これらの方が機械のリースを行った場合については、こういった方も対象になりますし、今後農業を目指して研修している方も、こうした方が新規に農業を始めたという場合については、事業の対象になってくるだろうというふう考えております。

副委員長（伊籾隆雄君） 相山次長。

経済部次長（相山佳則君） 今、神田委員の方から、今後においても担い手、新規就農された方等についての支援が重要でないかというお話がございましたけれども、おっしゃるとおりでございます。これまで士別市は担い手確保育成に対する条例がございましたし、現在は規則になっておるわけでございますけれども、その時々に見直しをして、今、何が必要かというような支援策、スクラップ・アンド・ビルドという中でやってきているわけでございます。

これまでは就農奨励金ということで、新たに新規就農された方に、頑張れという意味を込めての奨励金というのがございましたけれども、これにつきましてもいろいろ就農された方に実際の話をお聞きすると、そういったことよりも、自分がある程度営農に、5年、10年たったときに、規模拡大をするときに、資金的な少しでも援助があればというようなお話がございまして、そのときに就農奨励金にかえて、規模拡大に対する助成というのを新設してまいりました。

また今回も、今の奨学金も、高校の進学率というのを考えますと、高校に進学するのは、ほとんどの方が進学するという中では、そういったことよりも、今、神田委員のおっしゃられましたとおり規模を拡大する、あるいは機械を購入するといったときに、支援があるという方が効果大きいというような声も伺ってまいりましたので、そういった全体を見直す中で、きのうから財政論議がいろいろございますけれども、今日的な状況の中では、あるところに施策を集中することで、より大きな効果を生み出すというふうな視点をもって改正をしてまいりましたし、今後もそのような視点をもって、より担い手の新規就農者のためにどういったことが効果的かという視点を持ってまいりたいというふう考えております。

副委員長（伊籾隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 今そういうふうに、今お話があったように、一定の新しい一つの役割が終わって、そして新しい制度に変えていくということについては極めて意義のあることでないかと思っておりますし、大きな成果としてでるようなことを御期待申し上げたいと思うんです。

そこで、新しく出てきたのが農業支援アドバイザー事業というのが出てきました。このこと

は、今担い手がいろいろな地域で頑張っているわけではありますが、この人たちにとってみれば、将来への担い手にとってみれば、将来への見通しが立たない農政の中で、大きな不安や心配を抱えているのも現実だと思えます。

一例としては、考えられることとしては、農業のますます進んでいく国際化とか、あるいは外国との農産物の競争や、規模拡大による投資額の心配、不安、あるいは労働力や商品の差別化など、いろいろな取り組みの中で経営戦略や販売力とか、更には将来を見据えた法人化とかというふうに、いろいろな取り組みや方向が示されて、考えられるわけではありますが、こういう不安や心配については、いろいろな相談の窓口があるだろうと思えますが、今度新しく事業として、農業支援アドバイザー事業ができたことについて大きな期待をしているわけですが、この2名の方はどういう経歴の方で、更にこの方によってどういうことが、土別農業にとって期待ができるのかについて、お示しをいただきたいと思えます。

副委員長（伊籾隆雄君） 秋山主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） この農業支援アドバイザーについてでございますけれども、このアドバイザーにつきましては、元道立中央試験場長でありました平山秀介先生と三分一敬先生をお願いをして、農業に関するさまざまな助言をいただくことにしております。

平山先生につきましては、現在北海道農業における自立、発展のための調査研究機関であります財団法人北海道農業企業化研究所、通称HAL財団の理事でございます。先生は畜産の専門ということで、綿羊の権威でございます。先生は本市のサフォーク振興の先駆者ということで、サフォーク研究会が発足したときから、大きくかかわっていただいた方でございます。

現在の世界の綿羊館は、昭和59年に東京で開催された大英国展で展示された世界の綿羊を、当時の伊勢丹デパートの担当者が平山先生に、どこかの町に紹介してほしいということで依頼されたときに、先生は真っ先に土別を紹介をいただいた方でございます。そこで世界の綿羊館の受け入れにつながったということでございます。

更に、今年日本の綿羊研究会の全国大会が土別で開催されます。この誘致についても先生がかかわっていただいたということでございます。更に先生は、現在サフォークランド土別プロジェクトの顧問として、本市のサフォーク振興のために御活躍をいただいている方でございます。

また、三分一先生につきましては、現在拓殖大学北海道短期大学の環境農学科教授でございます。土別市出身でございます。専門は畑作物栽培学ということで、特に大豆につきましては、北海道のような寒冷地帯に強い品種の改良をこれまでやってこられまして、そうした研究をした権威でもございます。更に、てん菜につきましても、昭和61年に収量取引から糖分取引に変わったときに、現在の糖度帯の設定ということで、先生が大きくかかわってきたというふうに伺っております。

先生は市長の同級生ということで、先般も土別にお見えになったんですけれども、その中でいろいろな話をお聞かせいただいたときに、現在の農業環境は非常に厳しいと、厳しいけれ

ども農業は何と言っても農産物の収量を上げることが一番だと、そのためには土づくりは欠かせないということをおっしゃっていました。そして、これまでの土別の土づくりの評価をしていただいた中で、土別の農産物の収量はまだまだ上がるんだと、そのためには自分の郷土である土別のために、何とかお手伝いをしたいといったような力強いお言葉もいただいております。

この2人の先生につきましては、今年特に活性化計画を作成するというございますので、農業全般にかかる振興について、学識経験者として、総合的に助言をいただくことにしております。

また、土別で新たに農業を始めている新規参入の方がいらっしゃいますけれども、こうした方々とか農業者、あるいはまた農業を目指して研修されている方が地域で頑張っております。こうした方々にお話を聞きますと、日ごろ借入金の返済だとか、あるいは農業の技術、新たな地域での生活におけるさまざまな不安だとか、悩みを抱えております。そこで市としても、こうした気軽に参加のできる激励会を開催して、先生方にこうした助言をいただきながら、不安や悩みを気軽に話し合える場をつくっていきたいというふうに考えております。

それと、こうした方々のネットワークをつくることによって、情報の交換の場をつくるということも大切なことというふうに考えております。こうした取り組みに対しても、2人の先生方にアドバイスをいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） この点について、私の方から少し補完的に説明を加えさせていただきますけれども、私はこれからの農業が一体どうなっていくんだろうか、日本の食料はどうなっていくんだろうか、世界の中の日本はどうなっていくんだろうか、食料自給率の今日はこれでもいいのかどうか、いろいろなことを考えたときに、やっぱりちょっとオーバーに言えば、時代を読むという、そういう今の新しい農業者に力がなければ、やっぱり大事なことだとそんなことを常々考えていたわけです。

それで、最近、土別に高学歴者、それからしっかりした職業にありながら、なぜ脱サラをして土別に入ってきているんだろうか。極端に言えば、北海道大学の農学部をそれぞれ卒業した方々が御結婚されて、2人とも北大出身で、土別に来て農業をやりたいと。あるいは上土別のマッケンジー牧場の件も全く同じですし、そのほかにまた、通訳をしていただいて、オーストラリアの方に学生の留学の交流のときにもついていったような人方が、どうしてこの厳しい時代に、ちゃんとした自分の仕事がありながら、定職を持ちながら、なぜ農業を目指してくるのんだろうかということに、私は大きな一つの疑問を持ちました。

それからもう一つは、せっかく農業の担い手として将来を期待していたにもかかわらず、どうも農業は嫌だと、農業から離れて、都会に行けばもっと何かいいことがあるのではないだろうかという、そういう若い人方もどんどん増えていっている。そのことで私はいろいろ考えたのですが、これは極端な言い方になるのかもしれませんが、昔から親の背を見て



子は育つということも言われております。今、今日的な農業の厳しい、これは歴史からいったらいろいろなことがあった農業なんですけれども、今日的な、悲観的な言葉が余りにも我々の周辺に多過ぎるのではないか。農業は極めて崇高な産業であるし、これからの北海道の将来を考えていくと、やはり食と農と林と、やっぱり観光が基盤になって、そこから私は底辺が広がっていく、北海道らしい北海道がそこにできるのではないか、これはもう常々、私の夢のように思ってきたわけでもあります。

それから今、世界の人口がいかに食糧危機を迎えるようなことに今なっているかという、インド、それからアジアの人口では、1億4,000万近い人口が、日本の人口が1年で増えていっているわけですね。そうすると今アジアの、特に世界の食糧危機がこういうところから始まった場合に、日本は逆に食糧の輸出国になる時代が来るのではないだろうか、そういうことを考えると、今まで日本の国は食を、食糧安保のような形の中で、外国から依存することばかり目を向けて、国内の産業としてしっかり、先進国並みに自給率を高めてこなかった、これは私は率直に反省すべきだし、これからの国の農業政策の中にしっかりと、こういう考えに立って、食に強い日本をつくっていかねばならない。そうするとやっぱり北海道がその先鞭的な役割を絶対果たす時期が来る。そのときは食糧基地ではなくて、食糧王国という名前に置きかえるぐらい私は大事な北海道だと思っております。

そのときに、耕作放棄地がどんどんできていってしまうような今の農業の実態を見ているときに、やっぱり今の人方は、今、平山先生の話も出て、これはサフォークと絶対かわりがあるし、それから三分一さんは、私と土別高校に行っておったときの同級生で、すぐ後ろで勉強していたけれども、かなりの秀才で、農学博士になって、すぐ東南アジアの方に豆の研究で、大豆の博士と言われたぐらいの著名な人ですけれども、彼は20年間東南アジアで、そういった研究を続けて、日本に帰ってきて、そして今拓殖大学の教授をやっているのですが、もう1年でやめるんです。土別札幌ふるさと会の中で、田莉子は市長で頑張っているけれども、お前は同級生で、さっぱり農業に手伝ってやらないのかということから始まって、みんなにいじめられたと。彼から電話が来て、私でよかったら何か応援することがあったらやるからと。私もまだ農地を、土別に1町歩くらい持っている、1ヘクタールですね、私も持っている、やっぱり農業が好きなんだなということで、そこから旧交を温めて、急遽こんな話になったんです。

私は、できればこういう人方と、それから土別に参入したそういった方々、あるいは今、農業の将来は本当にもうやっていけない、逃げ出そうというような感じの悲観的な人方が、なぜ私が農業をしたくてこの土別に来たのかということも含めて、またその来た人方をどうやって大事にしていくかということも含めて、私はディスカッションする場が絶対必要だと、そのことによって、この上川管内、ひいては北海道の中にそういう新しい感覚意識で農業を見る目が育つような、私はきっかけにしていければ一番いいなと思っておるわけで、道の農政部長ともそんな話をよく雑談で交わしているんですけれども、我々からそういうことで、元気を出していきたいからということで、今言っているわけでございます。

副委員長（伊籾隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 市長の熱意というか、本当に気持ちはよくわかったわけではありますが、新しく農地の、土地のリースとか、あるいは機械のリース事業も含めて支援が、更に今お話があったように、お二人の先生方に大いに期待をしたいというふうに思っております。

そこでもう一つであります、これは私の提案ということになるかと思うんですが、さっきも触れたように、そういう状況、今担い手、たくさん、さっき言ったような不安を抱えてこれから取り組もうとしている方がたくさんいるわけであります。そう多くはないかと思うんですが、意欲を持っている方がいると思うのです。

そこで、その農業者、担い手が抱えているいろいろな問題とか課題を、どんなふうに自分で整理をしていったらいいのかということについては、今の若い人たちとお話をすると、そんな悩みを率直に話してくれることが、実はあったわけです。ですからそういう、抱えている問題を一歩でも前進させるという意味では、今の、お二人の先生方の指導はもちろんであります、地元として、私は市の職員の皆さんの専門性をもっと生かすべきでなかというふうに思っているんです。

特に経済部には、やっぱり農業者も、あるいは商業の方も、工業の方も、いろいろな、気楽に自分の抱えている問題について率直に相談をする、そして職員の皆さんはそれについての確にその方向性を示す、わからないところについてはここへ行ってくださいとかというような、そういうようなことも含めて、経済部には、やっぱり何でも相談所というぐらいなそんなぜひポジションをつくって、市役所は情報の宝庫とも言われております。ですからそんなようなことも含めて、市の職員が持っているいろいろな分野での知識や情報を、これからも若い担い手に提供する、そしてともに持っているものを発揮していくんだというような、そんな経済部に何でも相談しようというぐらいな看板を立てて、市民が率直に役所を訪れる、そんなこともぜひ取り組んでみたらいかがでしょうかということです。その辺についていかがでしょうか。

副委員長（伊籾隆雄君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） お答えします。

委員御承知のとおり、経済部は生産活動を担う、今お話のように、農業関係もありますし、商工業、林、すべての生産活動を担う方が、日ごろ御相談に見えるのが実態であります。現在も、それなりに御相談に見える方と同じ視点に立って、そういう相談事はお聞きしておりますけれども、今委員の方からお話があったように、もっとより具体的に職員の専門性という話もありましたけれども、今回4月から始まる品目横断ですとか、産地づくり、更には農地・水・環境の関係も、いろいろな分野に、多岐にわたる分野がありますので、農業だけでなく、商工業、それから観光分野も含めて、部としてどういう工夫ができるかということの前向きにちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

副委員長（伊籾隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういうことについても、ぜひ取り組んでいただければというふうに期待

をしております。

農業振興については、以上で終わらせていただきます。

次に移りたいと思います。

次は、冬の観光イベントについてお伺いしたいと思います。

冬の観光イベント事業としてやられているものとして、特に試験研究のまち士別として、ヤマハがここずっと長い間試験研究をされているということで、2つのイベントがあります。

1つはNFJの全日本スノーモビル士別の選手権大会があります。隣の和寒でも、その前後して行われているわけではありますが、これと、それからスノーモビルランドイン士別、この2つが事業として取り上げられておりますし、その中で何点が御質問したいと思います。

最初に、全日本のスノーモビルの選手権であります。これについては、士別としても相当の予算措置をして、相当というか、これについてはそう多くはないんですが、スノーモビルランド・インの方については相当予算措置しておりますが、一定の予算を持ちながら、士別の大会がここずっと、数年行われておりますが、この大会の経済効果とか、あるいはここ3年ぐらいでもいいんでしょうが、どの程度市民が大会に、あるいは参加したり、あるいは見に来たりしておられるものか、その辺についてちょっと、経済効果も含めてお話をさせていただきたいと思います。

副委員長（伊籾隆雄君） 藤森商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藤森裕悦君） お答えします。

全日本スノーモビル選手権士別大会につきましては、迫力ある豪快なレースを観客等の方々に見て、楽しんでいただくことを目的に、国内6戦の中の1つの大会として、昭和62年より現在まで継続して開催しております。

そこで、まず士別大会の経済効果であります。この大会には選手や役員等関係者、更には観客など、多くの方々が本市に参集されるわけでございます。この中には、市外からの来訪者も多くいるわけでありまして、このようなことから宿泊や飲食関係、更には土産品等も購入されているとお聞きしております。

また、大会当日におきましては、地元の飲食店なども出店されており、このようにいろいろな形で地元消費が図られており、市の経済への波及効果も大きいものがあると考えております。

また、地元選手の参加につきましては、17年大会で1名の選手の出場があったところですが、昨年と本年の大会には参加がないところとなっております。

次に、観客数についてのお尋ねですが、本大会の主催者であります日本モーターサイクルスポーツ協会の発表では、ここ3年間の観客数は、いずれも1,000人を超える入り込み状況となっているところであります。

以上です。

副委員長（伊籾隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 私も実はスノーモビルについては、非常に興味を持って、私も大会には出

ておりませんが、大変好きで、何人かで乗って楽しんでいるわけでありますが、大会にも少し役員として参加した経験もありまして、1,000名という今お話でしたが、そうかなという、ちょっとそんなにいたかなという感じもしないわけではないんですが、それはそれでいいのですが、もう少し宣伝してみたらたくさん来られるのではないかなという気もいたしておりました。

そこで、次にスノーモビルランドイン土別なんですね、これで予算見ると220万の予算措置がされておりますが、例年ずっと大体この金額だと思うんですが、これは2つの会場で、ゴルフ場と、それから羊と雲の丘で、市民が体験乗車して、楽しんでいるというそういうことだと思うんですが、この予算の使い方というのはどんな、ざっとでいいんですが、示していただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 藤森主幹。

商工労働観光課主幹（藤森裕悦君） お答えいたします。

本市のスノーモビルランドにつきましては、冬期間のスポーツ、レジャーとしての体験型観光の構築を目的として昭和61年に開設し、更に平成14年に羊と雲の丘においても、このスノーモビルランドの機能を一部取り入れ、乗車体験ができるよう整備いたしておまして、この14年からゴルフ場と羊と雲の丘の2カ所を会場として、スノーモビルランドイン土別運営委員会が、この運営に当たっているところであります。

そこで、予算の使われ方についてですが、まず本年度の経営収支で申し上げますと、支出につきましては人件費、施設使用料、光熱費等の管理費で約177万3,000円、スノーモビルの燃料費や修繕費、利用客等の傷害保険等合わせまして約108万2,000円、更に広告宣伝、乗車券等の印刷代、通信費等の事務費が約28万5,000円の合計314万の支出額となっております。

その財源といたしましては、乗車券代が約81万、企業の広告等の収入で約15万、市からの補助金が225万で、合計321万となっております。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そこで、スノーモビルランドイン土別のことですが、ここはゴルフ場は土曜、日曜、祝日の営業ですよね。それから羊と雲の丘は毎日開かれるということです。ゴルフ場は1周1,000円の利用と、それからツーリングコースが3,000円ということです。しかし、土日、祝日ですが、なかなか人がたくさん来ている状況ではなくて、待っているというような、そういう状態が続いているということでしたし、それから羊と雲の丘は、このコースもなかなか人が来てくれなくて、お食事券がついているという、食事券があって、それプラス乗車できるというそういうものがあるということで、それなりにレストランの売り上げはあるのかなと思うんですが、両大会、全日本の大会も、それからスノーモビルランドイン土別も、実は投資している割にはもう少し人が集まってくるような方向にならないのかなというふうに思っているんです。

そういうこともありますし、それからその要因としては、もう数年続いてきたからというよ

うなものもあるでしょうし、それともう一つは宣伝が、市民にとってこんなことをやっているんだということが、まだ割と知られていないというようなそんな声も実は聞かれています、そのことについてはどんなふうにお考えでしょうか。そして、更にこれからどんなような取り組みをして、土別にたくさんのスノーモビルの関係者が、冬を楽しむというような方策をどうお考えでしょうか。

副委員長（伊籐隆雄君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） まず2カ所のゴルフ場と、それから羊と雲の丘の方の入り込みの今お話がありましたけれども、入り込みといたしましては、ゴルフ場の方は1月14日から3月4日までの土・日で、16日間開園をいたしております、この間3キロコース、ツーリングコースがありますけれども、入り込み数は628人の利用となっております。それから羊と雲の丘の方は、同じくこの間ありますが、275人ということで、トータルでは903人の方がその利用をされております。

それで、今年につきましては、例年に比べて天候もよかったというようなこともございまして、3割ほどの割増というようなことで、入り込みもなっているというようなことでございます。

それから、PRについてでありますけれども、これは選手権も、それからランドもあわせて、多くの方に来ていただくということでございまして、両イベントの共通のPRにつきましては、市のホームページだとか、新聞、広報といったものを、更にランドにつきましては観光雑誌ということです。それから、また選手権につきましては、そのPR用のポスターなども作成をして、市内の公共施設とか、近隣、上川支庁、それから深川などの道の駅などにもポスターなども張って、PRをしてきているところでございます。

それで、今後の集客対策ということでございましたけれども、PRにつきましてはただいま申し上げましたようなことを、今後も引き続き実施をいたしてまいりますし、更にテレビだとかラジオとか、そういうものの活用ですね、それから、例えば選手権の前には雪祭りなど、多くの方が集まりますイベントなどもありますので、そこでのPRも行ってまいりたいというふうに考えておりますし、それからランドの方につきましては、やはり長い間続くという中では、多くの方を安定的に利用してもらうというためには、新たな取り組みなども組み入れていかなければならないと、そんなようなことを考えております。

それでランドは、ゴルフ場は起伏があって、非常にいいコースだというようなことを言われておりますので、こういったことがわかるような動画の、モービルが走行している動画のホームページを作成をしたり、またモービルランドが道北地域観光モデルルート、これは北北海道広域観光推進会議、これは道北の各市町村とか、上川、留萌、宗谷支庁で構成しているんですけども、ここにそういったルートが設けられまして、本市のスノーモビルランドがこの中にも組み込まれておりますので、旅行会社などにも今後PRをしてツアー客の誘致などにも努めてまいりたいというふうに思っておりますし、それから羊と雲の丘の冬場には、子羊がたくさ

ん生まれまして、そういった授乳体験、更には食の部分ではサフォーク料理等がございますので、それらを組み合わせ、見て、食べて、体験できるような観光事業を、実施をしていって、集客の向上に結びつけていきたいと、このように思っております。

以上です。

副委員長（伊籐隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） ぜひ来シーズンに向けては宣伝を大いにやられて、土別に訪れる方が多くなるように、御期待申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

バイオマスのことでありますが、これは17年の10月に小池議員が質問で、バイオマス日本戦略構想が、国がつくったということが、そこで市の方で言われておりますし、それから18年の6月に、菅原議員の質問では、土別にバイオマス活用推進協議会ができましたということ、更に牧野議員の18年11月には、堆肥化するための施設をつくるためにバイオマスの輪づくり交付金を受けて、19年に整備計画書で建設計画をつくって、20年に施設を建設すると、そして21年4月から供用開始ということが示されておりますが、これはそういうことでよろしいでしょうか。

副委員長（伊籐隆雄君） 大崎環境生活課主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） お答えいたします。

今、神田委員のおっしゃられたそのとおりであります。

以上です。

副委員長（伊籐隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そこで考えられる、今土別のバイオマスの資源として、この制度を交付金を受けて、堆肥化に向けて、今進もうというようなことが、3人の議員の質問の中で方向性が明確になってきたわけでありましたが、これで今土別で考えられるバイオマスの資源としてはどんなものが考えられるのかということです。

資料によりますと、生ごみというのは日本全体では2,200万トンあって、これが全く未利用、要するに利用されないで埋め立てられているというのが約80%くらいあるということですし、それから特に下水の汚泥、これは7,500万トンあって、これも36%が使われていないということです。それから家畜の排せつ物、これは堆肥化によって、10%くらいはまだ使われていないということ。それに農業から出る稲わらとかもみ殻については1,300万トンあって、これは70%がもうほとんど使われなくて、焼却とか、いろいろなことになっているのかなと思うんですが、こういうことが考えられると思うんですが、この中で、今土別として考えられる利用主体、活用主体というものは何が考えられて、どの程度の量があるのかであります。

副委員長（伊籐隆雄君） 佐々木農林振興課主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えします。

今、おっしゃいましたそれぞれバイオマス資源といたしましては、動植物から生まれまして

再生可能な有機性資源ということで定義されております。

今おっしゃられましたとおり、土別市におきましても、生ごみが埋め立てをしているという状況もありますし、汚泥につきましても一部堆肥化しているけれども、まだ十分な発酵はしていないということもございます。それを水分調整剤として十分活用できるもみ殻も、一部焼却されている方もいますけれども、てん菜とかの敷料とか、家畜の農家の敷料というようなことで利用されております。

ただ、今地球温暖化の関係もありますし、これらの利活用というようなことで、これらの土別市の量でいきますと、平成17年に調査した段階で、平成21年に発生量を推計いたしますと、先ほど言いましたのは家畜排せつ物につきましては、家畜排せつ物法に基づきまして、それぞれ畜産農家がすべて処理しておりますけれども、それら以外の部分で、生ごみでは2,600トン、下水汚泥につきましても1,000トン、野菜残渣につきましても、これは農協さんの野菜の処理施設から出てくるものですけれども、それが2,600トンございます。これらのものを、まだ有効に使われていないということですので、これらを堆肥化をしていこうということで、もみ殻も土別市内には5,300トン生産されております。それでこれらのものを合わせまして、もみ殻を2,100トン利用しながら、家畜排せつ物の一部800トンを利用して、合計で堆肥を5,600トン製造しようというのが現在の計画でございます。

まだ、ほかにもバイオマス資源としては林産資源のものもありますけれども、これらにつきましては、またこれから調査していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

副委員長（伊籾隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） いろいろな資源があって、特に野菜が2,600あるというのは、相当の量だなというふうに思っているんですね。これでこういうものを活用して、堆肥化にしようということでしょう。既に堆肥化に向けてはいろいろな準備がされておまして、18年度に、実際にこの堆肥をつくってみて、堆肥化の試験の結果もやられていると思いますし、それから実際にその堆肥を圃場に施用して、試験の結果をしたというふうに出ておりますが、その試験の結果ですね、どういう内容が、どういう結果になったか、わかる範囲でいいですが、お示しいただきたいと思います。

副委員長（伊籾隆雄君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 堆肥化の試験につきましては、平成17年度にバイオマス利活用推進事業の中で実施してございます。そこで北ひびき農協が運営をしておりますめぐみ野土別でもって発酵槽の中で、スクープ式、攪拌する機械の中に投入して、それでもって最終的にはラインが出てきたときにどういう状況になるかというようなことで実験してございます。

そのときには生ごみを780キロ、野菜残渣が620キロ、汚泥を2,860キロ、発酵済みの堆肥ということで2トン、それと原料の牛ふんを8,740キロということで、15トンの混ぜ合わせたものをスクープ式の中の入りに置きまして、それを2月2日から3月14日にかけて、実施

してございます。

その結果、当然原料の分析も行いながら、堆肥の成分分析も行いました。最終的に出てきたものにつきましては、中に入っておりまして生ごみの塊とか、汚泥の塊やなんかはどうかを調べてみましたが、十分分解が進み、塊やなんかはなくなったということでございます。

発酵温度につきましても、その層ごとに感知棒を入れることによって測定しております。それで温度が50度以上にも達しておりまして、菌につきましては死滅したものだということに考えております。

成分分析も実施しましたところ、汚泥を含んでおりますことから砒素とか、カドミウムとか、水銀、それらの含有量も分析いたしました。それらにつきましては堆肥に含まれている基準値を大幅に下回っていたということと、あと堆肥の施用の目安となる炭素、窒素の比率やなんか、それはめぐみ野土別さんがつくられている堆肥と同等のものということで問題がなかったということでございます。

また、生ごみにはよくナトリウム、塩分が含まれているということも言われております。その含量につきましても問題なく少なかったということで確認してございます。

あと、肥料の圃場試験ということで、これらができ上がったのが冬場だったものですから、それを今度、翌18年度に施用試験を実施しております。堆肥そのものがすぐ圃場にまいて、すぐ効能を発揮するというものではありませんけれども、川西地区の方で18年の6月にブロッコリー10アールに2トン投入して実施しております。収量の調査はできなかったんですけども、耕作されている農家の方からは保水力が上昇して、ちょうどそのときは高温続きでもありましたけれども、いい品質のものが出荷できたということで、製品率は高かったということのいただいております。

また、同じようにケナフにも、5アールに4トン投入し、その効果もすぐには確認できませんでしたが、投入する堆肥の成分の結果としては、農協の販売堆肥と同等のものということで確認しておりますので、堆肥の効果は十分あったということに考えております。

以上でございます。

副委員長（伊籾隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 多分、いい堆肥ができるような方策というのを必ずとらなければならないというふうに思っていますが、私は、特にここで言いたいことは、要するにできた堆肥をどう活用していくかということだと思っております。

今小さな規模でも一定の内容の堆肥ができたということでありまして、大きな施設でやれば、必ずいい堆肥ができると思っております。この堆肥をどう利用していくか、地域の中でどう活用していくかということが、ぜひ私としては非常に関心がありますし、そのことについて何点かお聞きしたいと思っております。

平成15年の7月に、市議会で、民生福祉常任委員会で道外調査をさせていただきました。場



所は山形県の長井市であります。ここで見せていただいたのは、やっぱり家庭から出る生ごみを中心とした堆肥化で、要するに循環型社会への取り組み、挑戦ということで、すばらしい取り組みをなされている状況を見させていただきました。

ちょっと紹介したいと思いますが、この堆肥生産、そのシステムと事業を支える市民パワーということで、この事業はこれまでの廃棄物として、焼却していた家庭からの生活系生ごみを収集して、有機資源として活用し、農業廃棄物であるもみ殻、畜ふんと合わせて、コンポストセンターで、約80日間かけて堆肥にします。生産された堆肥は、山形おきたま農協を通じて市内の農家に販売し、農家では堆肥を使って土づくりをし、レインボープラン推進協議会独自の農産物認定制度に基づいて、化学肥料や農薬を抑制した農産物を生産する、生産者の顔が見える、安心して食べられる農産物として、日曜市とかレインボープラン農産物取扱店で、農産物をつくることによって、野菜等を市民の食卓に届けるという地域内循環システムということでありました。

私は、この研修について、多分土別もこんなときが来れば、ぜひこんなような方向になればなというふうに思ってきたわけですが、多分市の方も、長井市のレインボープランについては視察に行かれていますと思いますし、そのことでどんなふうに受け取ったか、そしてこの考え方がこの土別でも取り入れることができないのかどうか、考え方を示していただければと思います。

副委員長（伊籾隆雄君） 大崎主幹。

環境生活主幹（大崎良夫君） ただいま委員の方からお話のありました長井市のレインボープラン、このプランにつきましても農家と消費者との協力連携による有機資源のリサイクルから地域循環システムをつくり出し、地域の環境改善、更には健康な食生活を生み出すプラン、更にはこの基本としているのは農業、土を基礎とした地域循環システムであり、町のすぐそばに農業があるという特性を生かして、食べ物、環境、安らぎの地域社会を築こうとする事業というふうに理解をしております。

そこで、委員のお話にもありましたように、生産者と消費者との協力連携による有機資源の利活用によるこういった長井市のレインボープランの事例によりますと、家庭の台所と農業をつなぐ、こういったシステムづくりには大いに本市が今取り組もうとしている堆肥化施設の、計画の参考になる事例というふうに考えております。

そこで、今現在計画している堆肥化施設につきましても、基本的には農地還元用の堆肥化を想定しておりますけれども、市民の方々の家庭菜園にも安心して使用いただくことも想定しております、家庭から出た生ごみが堆肥として、市民の方々に還元されることによって、生ごみ分別に対する意識の向上や生産者、さらには消費者との連携協力にもつながる事例として、参考にさせていただきたいというふうに考えております。

副委員長（伊籾隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） ぜひ先進的な事例として、私も非常にすばらしいなというふうに思ってお

りますし、多くの市民の皆さんと相談をされて取り組めるのであれば、ぜひこんな思いも取り組んでいただければというふうに思います。

それで、最後であります、20年に建設ということになっていくと思うんですが、建設についてはバイオマスの輪づくり交付金というものを受けてということになると思うんですが、これに向けては、今その堆肥化施設をつくるから交付金や補助金が出るという、そんな簡単ではないというふうに思っております。

いろいろな資料を見ても、相当国も、京都議定書の発行やバイオマスの総合的かつ効率的な利用の取り組みが求められているというふうに聞いておりますし、地域においても関係者が連携し、地域の現状やバイオマスの利用方法や推進体制とか、目標と効果など、多くの課題をクリアしなければならないというふうに言われております。

したがって、先ほど言ったこのバイオマスの輪づくり交付金というのを、一定のこの地域でバイオマスタウン構想というものを持たなければ、だめなんだというふうに思われるわけですが、このバイオマスタウン構想というのはどのようなものなのか、お示しをいただきたいと思っております。

副委員長（伊藤隆雄君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） バイオマスタウン構想の関係でございますけれども、委員お話のとおり、平成14年にバイオマス日本総合戦略ということで閣議決定されております。

その中で、4つのポイントの中で、特に農業においては農林漁業や、農村漁村の活性化というようなことで位置づけしております。持続的発展可能な社会、バイオマスの日本をつくるということに向けて、例えば土別市のように、その発生するものがあつたとするならば、それを発生するところから利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的なシステムということで、それらの策定する市町村をバイオマスタウンということで公表されてございます。

今現在全国では、平成22年度までに300の市町村のバイオマスタウン構想の構築を目指しているということでございます。

内容につきましては、本市においては今現在、先ほど言いましたとおり、生ごみ、汚泥、野菜残渣、これらのものをまず活用していくんだということで、現段階では今の課題となっているものを基本として、堆肥化利用というようなことで、基本的な構想は策定していきたいというふうに思っております。

このほかにも、例えばバイオマスではなくて、バイオマスのエネルギーを利用するとか、そのような考え方も出てこようかと思っておりますけれども、本市においては、まずは堆肥化を基本として策定していきたいということでございます。

実際、農家におきまして、今現在も堆肥につきましては、めぐみ野土別でつくっておりますけれども、不足しているというようなことで、他の管外から購入している実態もございますので、それに向けて堆肥化がまずは必要で、土づくりに向けていきたいということでございます。

道内にも、現在12件の構想が公表されてございます。近くでは留萌とか、三笠市さんが、それぞれ同じように下水とか、生ごみ、汚泥の関係の堆肥化というようなことで策定してございます。

策定の基本としましては、先ほど言いましたバイオマスの輪づくり交付金、これは平成19年度からは新しい名称になってございます。まだ要項、要領は出ておりませんが、名称だけは地域バイオマス利活用交付金というような名称で、国が地域に視点を置いた名称とするというようなことで今示されておりますけれども、まだちょっと要項は出ておりません。

その事業の採択の中で、施設整備にかかわる交付金を受けることができる採択順位を決める項目がございまして、その中でポイント制ということでありまして、そのポイントの中にバイオマスタウン構想を策定することによって、採択順位が上になるということですので、今まで行ってきました地域バイオマス利活用推進協議会の中での協議がされてきた内容を、もう一度バイオマス利活用地区計画を基礎としてつくり上げていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 以上で私の質問を終わりたいと思いますが、ここで生産される堆肥が、本当に、どのように活用していくのか、ぜひ土から生まれたものを土に返すという循環システムをぜひ確立していただくことをお願いして、私の総括質問を終わります。

ありがとうございました。

副委員長（伊藤隆雄君） 井上久嗣委員。

委員（井上久嗣君） 総括質問を通告に従いまして行いたいと思います。

まず初めに、土別市の各種委員についてお尋ねをしたいと思います。

土別市には、資料を見ますとたくさんの委員会がございまして、資料によりまして50ほどの委員会があるとお聞きしております。その中身ですけれども、地方自治法によりまして委員、附属機関、市町村が義務設置する附属機関、そして市町村が任意に設置する附属機関等々、教育委員会から始まりまして、ずらっとございまして、また人権擁護委員さんとか、民生委員さんとか、法律の規定によりまして国の機関が委嘱しています委員、そして土別市が独自の条例で設置されております附属機関として、24の委員会があるということになっております。

それで、さきに委員会の公募という形で公募をされております。その公募をどのように市民の方々に知らしめられて、また3月9日の締め切りで、資料によりまして39名の募集人員と、先ほど言いました中で27の委員会等の対象の中で募集をされているようでございますが、まずその公募の方法と何名の応募があったか、お知らせいただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 小ヶ島総務課主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えをいたします。

この各種委員の公募につきましては、行政執行により多くの市民の意見を反映させることを目的に募集をいたしましたものでございますけれども、まず募集の市民への周知の方法ということ

でございますが、2月15日付の広報しべつお知らせ版の配布にあわせて、募集についてのお知らせを一覧表にまとめ、折り込みとして全戸に配布してございます。

それから、あと市のホームページに掲載をしてございます。更に本庁情報コーナー、それから朝日総合支所、更には3出張所にこれらの募集のチラシを配布いたしました。更に、地元新聞記事ということで掲載をお願いしたところでございます。

次に、この応募状況ということでございますけれども、この公募につきましては特に専門性を要するもの、それから審議内容が特定の個人や団体にかかわるもの、それから行政処分の決定を行うものなどにつきまして、法令上規制のあるものを除きました27機関において、39名の募集を行いました。この募集期間につきましては、2月15日から3月9日ということで、募集に当たっては、特に女性や青年層の方に、積極的に応募を促したところでございまして、結果といたしまして、男性が11名、それから女性が11名、計22名の方の応募がございまして、この公募枠からいたしますと、56.4%ということになったところでございます。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 多分、私持っていますこの資料、各種委員の募集についてということで、パソコンで作られたお知らせ版と一緒に入れられたということだと思います。それに関して、ちょっと2点お聞きしたんですけれども、まず去年は、市の広報紙にきちっとこれは、募集人員が開発促進委員会4名の募集ということで、きちっと市の広報の中で扱っているわけですが、できれば一緒に挟まるとは言いながらも、きちっと募集することは事前にわかっている部分ですので、きちっとした広報紙の中で、読みやすいデザインの中で募集されるべきではなかったのかという点が1つです。

それと、今回非常に募集人員が多いので、要約しなければならないという関係もあるんですけれども、例えば新しい市民の方が応募していただく場合に、委員会の内容が、果たしてこの説明でよくわかるのかなというところがあります。例えば人材育成交流事業推進委員会、その内容は人材の育成及び交流の推進、保健医療福祉対策協議会、保健医療福祉の総合的な推進、商工業振興審議会、商工業の振興に関すること、これはそのままなんです。これは確かに間違いではないんでしょうけれども、ぜひページの大きさとかもいろいろあるんでしょうけれども、市民がもうちょっと具体的にわかりやすい内容がないと、応募しづらいんじゃないかという基本的なことがあると思うんですけれども、お答えいただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えをいたします。

まず1つ目に、市の広報紙で取り扱うべきではなかったかということでございますけれども、広報紙のスペース的なこともございますし、今回27機関ということで、公募の機関が多かったということもございましたことから、折り込みということでさせていただきました。

このお知らせについてなんですけれども、サイズがA4サイズの両面刷りで、今お話があり

ましたように、表の方に公募の趣旨、申し込み方法、それから委嘱の方法等記載しております、その裏側に募集の委員会、それから審議会等の名称、審議調査事項、それから委員の任期、募集人員等を掲載、記載しております。スペースの制約もあったということから、委員会等の審議、調査事項について、御指摘を受けたところなんですけれども、その概要を要約して記載しております。詳しい内容について知りたい方については、事務局の方にお問い合わせいただけるように担当部署、それから電話番号を記載して、問い合わせ先を記載して、対応することとして進めたところでございます。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひ、せっかく私は委員会制度というのは市民の皆さんの貴重な意見をいただく重要な機関だと思いますので、39人中22人の応募ということなんですけれども、ぜひ多くの方が応募していただくためにも、告知の方法がもうちょっとわかりやすくしていただければいいなという部分で、ちょっと思った部分でございます。

それで、実は私もかねていろいろな委員をさせていただいたことがありますけれども、非常に回数が昔より正直言って減っているような気がいたします。これは市民の貴重な意見を聞くという部分では、やみくもに回数を増やせばいいという、皆さん忙しいですから、そういう配慮もあるのかもしれませんが、結果的に、例えば3年の任期で1回か2回という委員会もあります。例えば年1回の委員会で、1期3年の間3回しか開催されない。そのうち1回もし所用で委員さんが欠席をされると2回しか出れないですね。2回もし所用があると1回しか出れない。それで意見を聞くと言っても、果たして出てくるんでしょうかという、そういう疑問もございます。分厚い資料が渡されまして、説明が半分以上時間がかかって、最後に意見はありませんかなんていう、そういった委員会もあります。これで、もしかして単なる通過点ではないかとう、疑いたくなるような委員会もあるような気もいたします。

本来でありますと、委員会というのは、今先に私が言いましたとおり、貴重な意見を聞く場所ですので、当然報酬の関係もあるので、予算を減らそうという考えで、もし回数をもし減らしているのであれば、これは本末転倒の部分につながります。

もちろん先ほど言ったとおり、忙しい委員さんに、効率的に出ていただくというのも十分配慮しているとは思いますが、そんなことも含めて、ここ最近、十分な開催、回数をきちっとされているのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えをいたします。

既存の、委員会の会議の状況ということでございますけれども、公募の対象となっております審議会、委員会であります28機関の、平成18年度の開催状況を御報告させていただきたいと思いますが、この中に年度内の開催、もう何日かで3月も終わってしまうんですが、この後開催予定が決定しておりますものも含めて御報告させていただきたいと思いますが、まず

18年度の開催状況で5回の開催が1機関ございます。これは振興審議会ということでございまして、新市の総合計画の策定作業というようなこともございまして、回数が多かったのかなというふうに思います。それから4回の開催が社会教育委員の会議ということで、1機関ございます。それから3回の開催が6機関、それから2回の開催が10機関、それから1回の開催が9機関になっております。

それから、18年度1度も開催されていない委員会が1機関ございますけれども、これにつきましては公務災害補償等認定委員会ということでございまして、これは議員その他非常勤の職員に対する公務災害などが発生した際に、その認定を行うために開催されるという委員会でございます、その事案がなかったということで開催はゼロとなっております。

会議の開催数につきましては、それぞれ審議会、委員会等における懸案事項にもよりますし、それから審議事案が発生した際のみ開催するという機関がございまして、この開催状況についてはばらつきがあったという状況でございます。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、十分な委員会開催をされていると一応理解しておりますので、今後もちっと意見が出るような形の委員会を進めていただきたいと思うんですけれども、その中で、行財政大綱プログラムというのが先に出ております。その中の行財政改革大綱実施計画ですね、その中で、各種審議会等の見直しというスケジュールプログラムが出てございまして、平成18年度、19年度に検討して、20年に実施をするということになっています。その中には各種審議会の統廃合というのが20年から実施という形で組まれていますが、そういうことを視野にされているとは思いますが、その前段で、非常に統廃合をいずれ視野に向けているということであれば、私は先ほど言ったように、単なる予算的な部分で統廃合するというのではなく、非常に似通った性格のものがあればいずれは、いずれは広い意味での意見を出していただくという部分で統合していくという可能性はあってもいいとは思いますが、今、現状実際にこうやって公募しているわけですから、平成19年度始まりますと、各委員会が始まるわけですが、特に教育委員会関係なんかを見ますと、広い意味で生涯学習という形の中では、似たような性格の委員会もございまして、いずれそれが統廃合の対象になるのかならないのかわかりませんが、現状の中で、そういう近い性格のものの委員会は、統廃合が進めるその前に、既存の委員会の合同の開催ですとか、交流ですとか、連携等も場合によっては可能だとは思いますが、そういった考え方はないのでしょうか。

副委員長（伊藤隆雄君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えをいたします。

仮に審議内容が類似するような場合にあっては、各種委員会等の連携や合同の開催ということも可能ではなからうかなというふうに思います。

それで、これは17年なんですけれども、公共下水道審議会というものと、それから集落排水

審議会という2つの委員会があったんですけども、この組織を、この2つの審議会が統合しまして、下水道審議会ということで改組したという事例もございます。各種委員会等の効果的、それから効率的な運営を図っていくということで、必要なことかなというふうに考えているところでございます。

それで、お話にもありましたように、土別市行財政改革大綱実施計画におきまして、各種委員会等の統廃合を平成20年度実施に向けて検討するということでしたしてございます。委員会等の審議実情に即して、その設置目的や、それから効果的、効率的な運営のあり方について見直しを図って、必要と認める場合には、その統廃合を検討していくということでございます。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そうしますと、今募集しまして、任期3年ということで公募されております。皆さん3年間頑張ろうということで、多分応募されてきた方が22人いらっしゃるわけですけども、現在ですね。これで平成20年に統廃合が実施するということは、来年ですね、ですから任期途中で、一生懸命頑張ろうと思った委員さんが、統廃合の対象になるという可能性があるということでしょうか。

副委員長（伊藤隆雄君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えをいたします。

それで、前段今回の募集におきます3年間という期間についてなんですけれども、この3年間というのは、公募委員候補者名簿ということで、その名簿に登録する期間が3年間ということでございます。委員の任期につきましては、あくまで21年3月31日までの2年間ということでございます。

それで、この統廃合になった場合と、その委員の任期との関係でございますけれども、仮に統廃合すべきとなった場合、委員会等での検討状況にもよると思いますけれども、20年度までの間に決定をして、それで委員の任期満了の翌年度からとなる21年度から統廃合ということで、委員の任期中の統廃合とはならないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 理屈から言うとそうなのでしょうけれども、この募集要項を見ますと、委嘱の方法ということで、登録期間は3年間ですと。だけど任期は実は2年なんですよということなんです、今の御説明によると。でも現実にこの募集要項を見ますと、皆さん3年だと思って頑張ろうと。これは去年の、同じころの広報紙を見ますと、これは開発促進委員会4名募集していますが、これには任期は20年3月31日、これはちゃんと書いてありますね。その辺をぜひ、一生懸命頑張って集まってきていただいたわけですから、きちっとそういう視野も入れて、多分役所内では統廃合の対象をそれぞれ考えている部分もあるのかと思いますけれども、単なる予算的な部分じゃなくて、意見を広い視野で出していただくという立場に立って進めて

いただければありがたいなと思います。

続きまして、ちょっと関連しますので、2番を飛ばして3番目を先にいきますけれども、士別市行財政改革大綱がございますね。その中でちょっと2点ほど、今の委員の統廃合もそこに關する部分ですけれども、その中から2つちょっと絞って御質問させていただきたいと思ひます。

その中に、ワンストップサービスというのがございます。市民の皆さんが、結局たらい回し行政、いわゆる昔から言われております。こうならないように、理想的には総合的な窓口が行政内、役所の中にできれば一番いいんでしょうけれども、そこまではいかないなりにもワンストップ1カ所で必要な手続が完了できるような形に持っていきたいということへの徹底と理解しております。18年度検討で、これを見ると19年度、もうすぐ始まるようなプログラムにはなっておりますが、今までの流れというか、過去の経緯と現況について、ちょっとお知らせいただきたいと思ひます。

副委員長（伊藤隆雄君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

行財政改革の一環として、プログラムに掲載をさせているということにつきましては、委員のお話のとおりでございます。そこで、このワンストップサービスの徹底ということでございますけれども、若干これまでの取り組みの経過について御説明をさせていただきたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、市民の方々につきましては、市役所にとっては最大のお客様であるわけでございます。そこで、明るく、わかりやすく、親切で、心のこもった対応がこれまでも求められてきたわけでございますが、とかく役所の行政といいますか、職員の態度もまあ余りよくないというような御指摘もいただいております。また組織的な縦割り意識ということも背景にありまして、市民の方々が来庁された際に、いわゆるたらい回しを行っていたというような苦情等々が寄せられていた現状でございます。

そこで、旧士別市の第2次行財政改革大綱の実施計画でございますけれども、これは15年～19年までの期間ということで、合併前に策定をしていた中身でございますが、この中で、市民の視点に立った事務事業の展開の推進という項目を設けまして、庁内の案内表示看板の改善というものとあわせて、来庁者に対するサービスの迅速性だとか、接遇対応の資質の向上といったことを中心に置きながら、庁内における案内表示看板を新たに、きちっとわかりやすく設置をするということと、接遇の対応の改善というようなことを進めてきたところでもございます。

特に、具体の取り組みといたしましては、本庁舎正面に入ってくださいとおわかりかと思ひますが、黄色い看板を天井につるしてございまして、そこには庁舎案内窓口というような表示をいたしてございます。これにつきましては、両サイドになるのですが、本庁舎1階ロビーの両サイドに、税務課と市民課がございますが、これらの庁舎案内の窓口ということ



の担当課として市民課と税務課を指定いたしましたところでございます。

これら両課におきましては、全庁にわたります全課事務分担表というのを市民対応の手引書として配布をしてございまして、それを備えつけて両課におきまして、市民の問い合わせに対しまして、どこの課で、だれがどういう担当をしているかというようなものが、先ほど申し上げました市民対応の手引書でございますが、これらを配布いたしまして、即座にわかるような対応をして、来庁者がそこでお尋ねをいただいた中で、その手続等の要請ですとかそれからどこの部署に行けばその手続ができるのかといったような対応を原則として行うというようなシステムを行ったところでございます。

これによりまして、税務課、市民課の担当者から、それぞれ所管課の方に連絡をいただくことになってございまして、そうした場合には、その連絡を受けた所管課、場合によっては1階もございましてしょうし、2階、3階、4階ということもあるかもしれませんが、そういった担当の者が、即座に1階の、来庁されている市民の方のところへ参りまして、必要であればその手続を、御案内申し上げてやるといったものでございまして、いわゆるワンストップサービスというよりも、従前の取り組みにつきましてはプレワンストップサービスというような方法を平成15年から現在までとり行っているという状況でございます。

以上でございます。

副委員長（伊籐隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） プレワンストップサービスと言われた、プレというとプレオリンピックと、直前のという意味ですから、翌年には本物がやってくるという意味なんでしょうけれども、現実には、今税務課と市民課に、市民の対応の手引きを置いて対応しているということですけども、数字は別に具体的にはいいんですけども、実際に現況として市民がその税務課、市民課に来て、今の、現状の、いわゆるプレワンストップサービスを利用されているという部分はかなりあるんでしょうか。

副委員長（伊籐隆雄君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） いろいろ改善の方策ということで、まずはというようなとり行いでございましたので、そういった意味では市民、来訪される市民の方々の利便性の向上にはつながっているのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

副委員長（伊籐隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひ、民間のデパートですとか、大型店ですと、必ずサービスカウンターとか、総合案内所というのがありまして、すべてそこでわかるように、大体きれいなお姉さんがいるんですけども。そういう部分ではないんですけども、非常に市役所内、申請が多岐にわたっておりまして、市民に最大のサービス産業という部分ですので、わかりやすい窓口対応とそのあり方というのは、今後もぜひ考えていただきたいと思いますので、役所の配置ですとか、今のシステムとか、かなり大きな見直しをしなければいけない部分ですので、早急にとっても難しいとは思いますが、かねてからいろいろな議員さんも含めて言われている

部分ですので、対応を進めていただきたいと思います。

続きまして、もう一点、新市建設計画の部分に触れますけれども、平成22年の推定人口、想定人口は、士別市は2万1,861人となっております。合併直前の旧士別市の、平成17年度4月の、これは4月かどうか、平成17年度の人口が約2万2,000人弱でございます。ちょうど平成22年で、同じ人口になってしまうという、過疎化が進むという前提の数字となっております。

そのときの、平成17年度の、合併直前の4月の士別市の職員数は366人ということで、資料に載っております。同じく人口が、22年にほぼ同じ人口になるときの士別市の定員適正化計画を見ますと、386人ということで、直近の現状より20人多いという適正化計画となっております。

これは非常に市民感情的な部分ですけれども、よく私なんかにも聞こえてくるのは、こんなに職員が必要なんですかという、本当に素朴な疑問がよく聞かれます。

当然合併によります行政エリアが非常に拡大している、それが地方分権型社会へ、各種行政施設に対する負担がどんどんできているとか、また行政施設が合併によって増えているという事実もございますし、そんな簡単なものではないという部分はもちろん重々承知しておりますし、今年度末から、いわゆる団塊の世代と言われる方々の、大量の退職が始まりますので、人材をバランスよく補充しておかないと、困るという部分が当然ございますし、そういった中で計画的な採用を考えられているという部分だとは思いますが。

しかしながら、今後は思い切った公共施設の再編ですとか、管理体制の見直しですとか、いわゆるアウトソーシングと言われるものを図った上で、予想を超えるペースで人口減少がまた進んだ場合も含めまして、更に効率的な職員の配置とバランスを考えて、職員定数の見直しを図らなければならない時期が私は来ると思うんですけれども、現在既に適正化計画を下回る職員数で推移しているとお聞きしていますが、現況をお伝えいただきたいと思います。

副委員長（伊籐隆雄君） 村上総務課主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 定員適正化計画の推移について御説明申し上げます。

定員適正化計画につきましては、18年4月1日を407名の職員数として策定をいたしましたところ、18年の途中で退職しました職員も含めまして、19年の4月1日では400名ということで、当初403名を予定しておりましたので、実質3名減という状況となっております。

以上です。

副委員長（伊籐隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 非常に頑張っている職員が多い中、この4月から給与カットも受け入れていただきまして、やみくもに職員数を減らせばいいとかいうつもりはさらさらございませんが、しかし行政をまた効率的な部分だけで考えてもいけないという部分はもちろんありますけれども、私のような民間サイド的な部分も経験させていただいている者からすれば、まだまだ仕事のシステムの見直しや組織体制の見直し、そして民間委託等々、効率のよい体制を整えていけば、いわゆる小さな政府という言葉がありますけれども、小さな市役所を目指していく必要が

出てくると思いますけれどもいかがでしょうか。

副委員長（伊籾隆雄君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

今の定員適正化計画ということで、土別市のあるべき職員数というんですか、こういったものを新市の合併後に、18年5月に定員適正化計画を策定する中で、今話しましたとおり、17年の9月、合併当時には427名の職員がいたわけでございますけれども、それを、例えば最終的に23年度には、17年9月1日から見ますと43人の削減、また18年の段階、この計画書を策定した段階から見ますと、23人の職員を削減していこうというふうな考えでございます。

特に、この5年間の中には、いわゆる団塊の世代といわれる層が多く、約100人近くの職員が退職を迎えていくと、そういったことに対応することも含めて、今回こういった定員適正化計画を策定しているわけでございますけれども、この中には退職した職員数をそのまま補充すると、こういった考えは持っていないわけでありまして、更に今お話のあったように、委託とか、民間の活力の活用、こういったこともこの計画の中に一部含んでいるわけでございますけれども、行革の実施計画の中にも民間活力の活用ということは強くうたっておりますので、そうしたことが、行革のいろいろな検討の中で出てきた場合には、そういった職員数の削減、更にこの計画以上の削減、こういったことは常に求めてまいりたいと、こういうように考えているところでございます。

副委員長（伊籾隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは、次に移りたいと思います。

それでは、流雪溝について少しお尋ねしたいと思います。

平成7年度より運用が開始されました流雪溝ですが、市道はもとより道道、国道含めまして、約10キロの総延長にわたる、多分道内でも供用エリアが非常に長い、立派な流雪溝だと思います。冬場には非常に欠かせないものとして有効に利用されておまして、豪雪の道北地方には、特になくってはならないものとして、巨費を投じてつくられた流雪溝でございます。

これは非常に市民にとっても大切な資産として、今後も長く使っていくことが重要なことと考えておりますが、最近市街地の空洞化によりまして、いわゆる流雪溝の投雪地域内で、非常に空き地や空き家などが目立っておりまして、未投雪の箇所が増えているような気がしております。現在その部分に対してどのような対応をされているか、まずお聞きしたいと思います。

副委員長（伊籾隆雄君） 野口施設維持センター所長。

施設維持センター所長（野口和幸君） それでは、未投雪の箇所の対応についてお答えいたします。

また、流雪溝ですけれども、先ほどお話ありましたけれども、平成7年12月に供用開始してから、今年度で11年になりましたが、利用される方の減少が続いております。このことによりまして、未投雪箇所が増えてきているのが実態でございます。

この未投雪箇所の戸数でございますけれども、現在54戸ございまして、この54戸の雪処理の

状況でございますけれども、このうち近所の方が時々投雪しているところが2カ所、時々であります。空き地に機械で運んで積んでいる方が32カ所、これらを除きますと、20カ所の未投雪の箇所がございます。

この未投雪の箇所につきましては、空き家、空き地の近くの方に所有者をお聞きしながら、連絡先がわかった場合には訪問し、また連絡等で投雪をお願いしております。その中で、一部の方でありますけれども、一時的に処理をしてくれておりますが、除雪ごとの投雪は行われていないのが現状であります。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 流雪溝の最大の利点というのは、非常に見通しのよい道路と交通安全上のきちとした確保ができるというのが大きな利点の1つであります。その中に、未投雪区間の点在がますます増えてきますと、先ほど言ったとおり、交通安全上の問題も含めまして、本来の流雪溝の機能が大きく失われてしまうということでもありますので、ぜひ今後とも、いわゆる国道、道道も含めた道路管理者と細かな対応ができるように進めていただきたいと思っていますところでございます。

それで、それに関連するんですけれども、流雪溝の、皆さん投雪時間が細かく分かれておまして、皆さん投雪はその投雪時間直前に家の前の雪を集めて投雪口に捨てられるという形が多いわけでありまして、特に学校周辺の通学路ですね、横断歩道ですとか、その部分が通学時間よりも遅い時間の投雪時間の場所が結構ございます。そうすると子供たちが、特に交差点周辺等の、ちょうど車道と歩道を除雪機で押していくと、ちょうど縁石のところあたりに雪山がずっと残っていると、その上を子供たちが渡っていかなければならないという現況がございます。そういった、特に学校周辺の部分だけでも、これは除雪の委託業者等への徹底の部分になるかと思うんですけれども、その雪の押し方の配慮をきちと徹底していただいて、通学路周辺の横断歩道、交差点等を中心にして、真ん中に雪山が極力残らないような除雪の仕方を徹底するべきだと思いますがいかがでしょうか。

副委員長（伊藤隆雄君） 野口センター所長。

施設維持センター所長（野口和幸君） お答えいたします。

今、井上委員の方からお話がありましたけれども、投雪時間が決められているということで、一番早い国道ルートでありますけれども、これが午前7時～午前8時30分、道道ルートが午前9時25分～11時30分、そして市道ルートが午後0時～午後1時半ということで、これが1回目の一番早い時間帯になっております。

これでいきますと、どうしても登校時間帯にすべての横断歩道の投雪を終了することができませんけれども、通常でありますと下校時間までには終了しております。

それで、ここでいきますと、大体国道ルートの午前7時～8時30分までが、ほとんどがこの通学時間帯になると思うんですけれども、先ほどお話のありました横断歩道に雪を乗せない

いうことで、これにつきましても国と道、そして市とで協議いたしまして、シーズン前に三者で、先ほどの未投雪部分も含めまして、除雪の仕方などについて確認をしております。それで三者が一体になりまして、この横断歩道等の雪は、今後もお互いに連携をとりながら支障のないようにしていきたいと思えます。

以上でございます。

副委員長（伊籐隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひ細かな設定をしていただきたいなと思えます。

それでもう一つ、市には除雪サービスというのがございます。これは対象者が決められております。例えば生活保護法に基づく、最低生活認定額の1.2倍を超えない世帯、65歳以上の高齢者等々の対象を満たしますと、降雪が10センチ以上の場合には玄関から道路までの幅80センチの除雪、屋根、窓、ベランダ等の除雪等をしていただけるという除雪サービス、これは市のホームページからプリントしたものですけれども、これには実は、流雪溝に関する文言が一つもないのですよね。市で調べて見ますと、ちゃんと市の同じ基準の方は、いわゆる流雪溝の投雪をしなければならない地域に住んでいらっしゃるこの対象者でも、その間口全部とはいかないなりに、同じサービスを使って投雪作業をこの除雪サービスの一環としてしていただけるということが最終的にわかったんですけれども、私も聞いて回ってわかったぐらいですから、特に流雪溝の地域に住んでいらっしゃる対象者の方も、この利用方法が、こういう使い方があるというのが、とてもわかる内容にはなっていないんですね。

ぜひ、もう今年度は終わってしまいますけれども、来年度以降もっと明確にPRして、流雪溝の地域の投雪もこの除雪サービスの一環で利用できるよというPRをするべきだと思いますがいかがでしょうか。

副委員長（伊籐隆雄君） 諸戸介護保険課主幹。

介護保険課主幹（諸戸満季君） お答えをいたします。

市民に対します除雪サービスの周知方法といたしましては、市のホームページや高齢者ガイドマップにより掲載して周知をいたしているところでございます。

また、除雪サービスの申請受け付けにつきましては、11月の広報紙に所得要件、年齢要件等の掲載をいたしまして、随時受け付けをしております。その受け付けの際には、道路や屋根、軒下などの除雪希望箇所を聞き取りながら受け付けをし、居宅の前に流雪溝がある方につきましては、流雪溝への投雪も対象となっていることを説明し、受け付けしておりますことから、特に広報紙には流雪溝が対象になっていることの旨を掲載しておりませんでした。ただし、今後におきましては、流雪溝の投雪につきましても、ホームページ等に掲載するなど一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、土別雪祭りに協賛して開催しましたウインターランド07会場におきましては、来場された方々に、流雪溝の投雪を除雪サービスの対象となる旨を記載した除雪サービスのパンフレットを配布し、啓蒙していたところでありますが、今後におきましてもこのような機会を通じ

まして、啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（伊籐隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひ徹底して、非常に先ほど言ったとおり、地域内空洞化、流雪溝のある町の中心部は空洞化と高齢化が進んで、未投雪地域が増えているというのが実態であります。その中で、高齢者の独居老人の方とか、高齢者のみの夫婦の方もどんどん増えておりまして、非常に投雪に御苦労されているという部分が多く見かけられますので、まず今あるこのサービスを使える方はぜひ使っていただく周知徹底していただきたいと思います。

ただ、この傾向が続くことは事実でありまして、この貴重な流雪溝という資産をこれからも長く利用するためには、今すぐどうのこうの、また拡充をするというもまた本市行財政は改革のさなかでありとか、多分答弁になると思うんですけども、将来的にはこの流雪溝という資産が長く使えるためにも、今のサービスも含めて、更に見通しのいい、本来の流雪溝の機能が発揮できるような対策を、今後考えていかなければならないと私は思うのですけれども、これは本当に今すぐとは言いませんけれども、そんなに遠くない将来に、何らか新たな方法を考えて、流雪溝をきちっと利用できる形をとっていくべきだと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

副委員長（伊籐隆雄君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、井上委員から流雪溝の関係でいろいろお話がございました。確かに今最初の指摘にちょっとお話もありましたけれども空き家、それと高齢者が多い、そういう実態の中で、なかなか投雪できないというような現実も今現実に生まれてきております。せっかく流雪溝をつくって、そういった状況、言ってみれば歯抜けみたいな状況になるということは決して好ましい姿ではないんですけれども、そういった中で、今後どうやってそういったものを解消していくのかと、これからそういうことがかなり多くなってくるとか、それが想定されますので、こういうことにつきましては、改めて総点検をして、将来的に地域と一緒に、どういうことがやっていけるのかということも含めて、ひとつ考えていきたい、検討していく必要があるというように考えておりますので、十分そういったことについては実感として感じておりますので、その解消方についてこれから十分検討を進めていきたいと、そのように考えておりますので御理解賜りたいと思います。

副委員長（伊籐隆雄君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひ、本当に近々の課題として、もっと放置しておきますと大きな問題になると思いますので、今、助役が言われたとおりに進めていただければありがたいと思います。これは、今後進めていただけるであろう土別市のコンパクトなまちづくりという方向性の中でも、その中心市街地にかかわる部分でもございますので、巨費を投じられた流雪溝が未永く使えるために、今後も考えていただければと思います。

以上で私の質問終わります。

副委員長（伊籐隆雄君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時00分休憩）

（午後 1時30分再開）

副委員長（伊籐隆雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

田宮正秋委員。

委員（田宮正秋君） それでは、予算審査特別委員会の総括質問をいたします。

初めに、成年後見制度についてお伺いいたします。

3月12日の道内紙、また3月13日の国内紙に、またテレビニュースでも報道されましたが、認知症の女性の土地を道が買収しましたが、委任状も取らず、そして売買した7,000万円が別人に行ったと、このような新聞報道がございまして、我々議員も、本当に私も何でこんなことが起きるのかとそう思ったんですけれども、こういう問題に対して高齢者、障害者といえますかね、そういうのを担当している福祉関係の、どのように感じましたか。

副委員長（伊籐隆雄君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

私も道新でこの記事を実は見たところでございます。こういうことはあってはならないことでありまして、そのために成年後見制度というのがあるわけでございます。これにつきまして、認知症や障害者、それから精神障害などで判断能力が十分でない人にかわって財産や契約などの法律行為を成年後見制度の後見人が行うということでございます。

こういったことがないように、今後におきましても、こういった家族のいないひとり暮らしの高齢者とか、それから認知症の方などが、今後どんどんまた増えてくることが予想されます。したがって、高齢者の財産や権利を守るという観点からいきますと、こういった制度は大変重要な制度かなということで思っております。

副委員長（伊籐隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 確かにこの方の土地は、宗谷管内枝幸町に土地や建物を持っていて、今回道路改修で引っかかって、ところがこの方は実は娘さんがいたんですけれども、娘さんが亡くなって、1999年に札幌の施設に入ったんですね。そして99年に入って、その後2003年に道路拡張のために引っかかってしまったと。そして仮登記が行われて、2004年ですか、お金が入ったと、7,000万。ところが、その後、今言われた成年後見制度、裁判所から弁護士に選任されたと、後見人としてね。それで、恐らく弁護士は、この方の財産を調べたと思うんです。それで出てきて、2005年ですから、もう既に終わってしまっていますからね。

そういった面でこういうのが出てきて、私も唖然としたんですけれども、4月に裁判になるみたいですが、そういった面で、私も過去にこの成年後見制度、これをやはり導入すべ

きだと、そういうことですぐ導入していただきましたよね。そういった面で、今後やっぱり高齢者ということで認知症の方、また障害者もおるでしょうし、そして導入して、そして今現在どのような、例えば相談件数とかそういうのがあるのかどうか、そこら辺お伺いいたします。

副委員長（伊籾隆雄君） 西崎課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

この制度につきましては、平成12年4月に制度化されたわけでございます。旭川家庭裁判所管内の申し立て件数につきましては、平成12年度に比べますと増加をしているということでお聞きをしているところでありますが、旭川家庭裁判所の名寄支部の申し立て件数につきましては、平成12年におきましては2件ということでお伺いしておりますし、その年以降は増加傾向にありましたけれども、平成17年度におきましては4件ということで、余り増加していないという状況にあります。

また、私ども地域包括支援センターにおきます相談の件数でございますが、これは認知症などで判断能力が十分でない方に対しまして、成年後見制度の利用をその家族に紹介したケースが2件ございます。家族で対応していくということで申し立てをするまでには至っていないという状況で、現在、また相談があれば対応するという経過を見ている状況でございます。以上です。

副委員長（伊籾隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 新年度予算でも成年後見制度利用支援事業ということで45万1,000円ですが、予算化されていますけれども、この事業内容についてお伺いいたします。

副委員長（伊籾隆雄君） 西崎課長。

介護保険課長（西崎貞一君） これにつきましては、まず成年後見制度を利用するためには、まず家庭裁判所に申し立てをする必要がありますが、その申し立てをすることができる方というのは、本人、配偶者、または4親等内の親族ということになってございます。また、身寄りのない等の理由で、申し立てをする人がいない認知症の高齢者、あるいは障害者等の方の保護を図るために、市町村長が申し立てをすることができることとなってございます。

この場合に、市長が必要と認めまして、この制度の申し立てを行う場合における費用につきましては、認知症高齢者と障害者にかかわって、それぞれ1名の予算措置を19年度にいたすところであります。

その1名分のかかる費用につきましては、まず申し立てに必要な診断書料等の額ということで1万4,160円、それから本人の判断能力の程度を医学的に認定するための医師による鑑定費というのが必要になってきます。これが一番高額な分で見えておりますが、一応10万円ということになってございます。それから、実際後見人が定まった場合、家庭裁判所の決定によって、後見人が定まった場合に対しまして、この後見人に対しまして報酬というものが必要になってございます。これにつきましては、高額の方でちょっと、一応どういったケースになるかわか



りませんので、19年度におきましては、一応月2万8,000円ということで、12カ月にいたしますと33万6,000円ということで、合わせまして45万160円ということで予算措置をいたしたところでございます。

以上です。

副委員長（伊籾隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 本市はそれを導入していますから、たまたまですねこういう事件が載ったものですから、いかにしてこれもそういう成年後見制度で弁護士がもし入らなかつたらうやむやになったかもわからないですよ。弁護士が入ったから、その制度を利用して弁護士が入ったからこういうのが出てきて、ですから今、枝幸にこの方の息子さんが、今行方不明だということで、今後またそっちの方に行くのでないかと、そういった面で質問させていただきましたけれども、今後この高齢者の中において、中には痴呆性だとかそういうのが出てくると思いますので、やっぱりそういう制度もちゃんと勉強してやっていただきたいと思います。

それでは次に移りますけれども、オストメイト対応トイレについてお伺いいたします。

昨年12月に文化センターに設置しましたが、オストメイト対応トイレについて、使用状況をお伺いしたいと思います。

副委員長（伊籾隆雄君） 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） 昨年12月に文化センターの障害者用トイレの中に、オストメイト対応のトイレを設置したところでありますが、その使用状況につきましては、正直申し上げまして把握しておりませんが、文化センターの清掃をしている方にお伺いいたしますと、1日に何回かトイレの清掃を行っておりますが、時々使用した形跡があるということで伺っております。

以上でございます。

副委員長（伊籾隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 大変喜ばれているという声も聞くわけなんですけれども、実は今年、2月19日に社団法人日本オストミー協会北海道支部の事務局長が、土別に設置されたということでぜひ見たいということで私に電話が来て、時間を打ち合わせして見ていただいたのですけれども、旭川以北では初の対応トイレということで、事務局長も非常に感謝しておりましたけれども、いわゆる中に入って、右手にフックが何かあるのかなと思つたら、ところが左側に低いところにフックがあるんだと。そういった面で、やっぱり欲を言ったらもう今洗うところが上下に引っ張って、動くという、そういう高級なまでもないけれども、もうちょっと衣服をかけるだとか、いろいろな形の柵だとか、そういった面でその方は意見を、いろいろな方の意見を聞いて土別はつくつたんですかということをお伺いいたします。

副委員長（伊籾隆雄君） 宮沢次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。

現在、利用する対象者からは意見は聞いておりませんが、毎年4月と10月に日常生活用具のストマ、これは蓄尿袋、蓄便袋なんですけれども、これを交付しておりますので、今後、その際に文化センターにオストメイト対応トイレが設置されたこととお知らせするとともに、実際に使っていただいて、御意見だとか、感想があればお聞きしまして、それらをもとに、また今後生かしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ぜひそうしていただきたいと思います。朝日町でも、新年度そういうトイレを設置する計画であるのでね。

それと、昨年12月に完成したんですけれども、なかなか担当の方に行ったら、いや道の予算つかないんです、道の予算つかないんですということで、どうしようもないですから、僕もある道議をあれして、弱い立場の、こういう福祉的なトイレとかそういうのは、予算がなくなったら、はい今年度はもう予算がないんですからとなるのかどうか。それともちゃんと土別でそうやって計画しているやつは、ちゃんと予算づけがなるのかどうかということですね、聞いてもらって、後日、いいえ間違いなく予算はつきますからもうちょい待ってくださいということがあったんですけれどもね。今障害者自立支援法に基づく、障害者福祉サービスの円滑な実施と拡大を目指し、2006年度補正予算で、障害者自立支援対策臨時特例交付金960億が創設されたというふうになっているんですけれども、そしてその中には、この法の施行に伴い、緊急事業として何点が挙げられているんですけれども、その中にはオストメイト対応トイレ設備の整備として、社会参加を促進するため、公共施設などに設置されている身障者用トイレにオストメイト対応トイレを整備しますと。

そういった面で、緊急性ということで、新年度は12月にならないように、早い時期に緊急性ということで、960億組んでいるわけですから、もうほかの方に金がかかって、余ったらいはオストメイト用ですよということにはならないと思うんです。ちゃんと国で打ち出しているわけですから、そういった面で、早い時期にちゃんと工事として出せるようにすべきであると思いますけれども、そこら辺聞いておきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 宮沢次長。

健康福祉部次長（宮沢勝己君） このオストメイトのトイレにつきましては、私どもは平成15年に福祉のまちづくり条例を制定しまして、これに基づきまして公共施設の改修、バリアフリー化を図っております。

この予算につきましては、毎年2件程度ずつ公共施設の改修を行っておりますけれども、この補助金につきましては、道の政策補助金をいただいて整備をしております。それで、道の政策補助金の決定が、毎年なんですけれども、10月、11月ごろになるということで、私どもも予算もつけておりますので、できることなら早い、4月、5月ごろでも工事に着工したいということで道の方にもお話しているんですけれども、その地域政策総合補助金の決定がなされない

うちは、事前着工してもらったら困るということで言われているものですから、今まで出張所のトイレですとかいろいろそういうところもやってきたんですけども、冬期間になって雪が降るようになりますと、また工事の関係でも支障が出るということで、理由書も出したりしまして、何とか早くということで、今までもやってきているんですけども、やっぱり補助金の方の交付決定が正式になされないと着工してはだめだということで、現状といたしましては、今のところ10月なり11月なりに工事がおくれているというのが現状でございます。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そう言わざるを得ないと思うんですけども、ただこれは緊急のあれですから、そういった面で予算づけされているんです。補正予算で、2006年度は、2006年度で補正されて、まさか12月だとか1月の工事にならないと思うんです。それはそれでいいです。僕らもそれなりに、道議もいるでしょうし、選挙でどうなるかわかりませんが、そういった面でやりたいと思いますけれども、わかりました。

次に、児童手当についてお伺いいたします。

児童手当については、私ども公明党も野党時代から主張してきて、野党時代に実現した一つの制度なんですけれども、ただやはり平成11年10月4日に自自公3党が連立政権したわけですけども、そのときに3党の政策合意において、児童手当及び小学区制度の拡充など、少子化対策を進めるということをお記されたんです。

そのときには3歳未満が児童手当の対象だったんですよ。その後就学前までになり、そして小学3年生までになって、そして今は小学6年生まで拡充されているんです。それとともに所得制限も大幅にあれましたからね、相当な方が、90%ぐらいのそういう子を持つ方が児童手当支給の対象になっており、支給児童数も全国で1,310万人と言われておりますけれども、そこで本市の今までの18年度までの実績をまずお伺いいたします。

副委員長（伊藤隆雄君） 上野児童家庭課長。

児童家庭課長（上野 暉君） お答えをいたします。

平成18年度の児童手当の3歳未満及び3歳以上の被用者、非被用者、特別給付についての延べ人数の児童数及び支給額について申し上げます。

まず、3歳未満児の児童手当ですけども、これは非被用者、被用者、それから特例給付ということに分かれております。まず、被用者でございますけれども、第1子、第2子、第3子以降の延べ児童数でございますけれども、合計で3,228人、支給金額で1,866万円、それから非被用者でございますけれども、第1子、第2子、第3子以降を含めて、合計額ですけども、延べ支給児童数が1,223人で、723万円になってございます。それから特例給付でございますけれども、第1子、第2子、第3子以降の合計延べ支給児童数でございますけれども、94名で66万になってございます。

今、委員さんからお話がありましたとおり、18年度から小学3年から小学6年生までの年齢

拡大がされてございます。その小学校終了前の特例給付の中に、被用者と非被用者に分かれてございます。これの非被用者の延べ児童数でございますけれども、第1子、第2子、第3子を含めて、合計が1万2,180人で、支給金額が6,823万5,000円になってございます。非被用者でございますけれども、第1子、第2子、第3子以降の合計額が4,645人で、2,713万5,000円になっております。それで、総計の延べ支給児童数でございますけれども、2万1,370人で、1億2,192万円になっております。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今、18年度までは2万1,370人、1億2,192万円、こういう数字で、それなりの金額が児童手当として本市に落ちているということなんですけれども、4月1日から、今度は、今までは第1子、第2子は5,000円、第3子は1万円の児童手当だったんですけれども、今度新たに3歳未満に限って、第1子、第2子は1万円になると、そういう4月1日、本市もそうなりますよね。

副委員長（伊藤隆雄君） 上野課長。

児童家庭課長（上野 暉君） お答えをいたします。

今、委員御質問のとおり、4月1日から3歳未満児の乳幼児の養育者に対する児童手当の額でございますけれども、1子、2子については一律月額1万円に拡大されます。それで、この1万円なんですけれども、あくまでも3歳到達後の翌日からは第1子、第2子の手当額は5,000円に下がります。それで、新年度の乳児加算の予算措置でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、特例給付、被用者、非被用者に分かれるわけですけれども、これの対象者が第1子、第2子を含めて、延べ児童数が3,145人で、この部分だけの予算措置では1,572万5,000円となっております。

それから、これらの事務手続の関係なんですけれども、今までは、いわゆる私どもである程度の人数を確保しながら、申請手続をしてもらおうような手続をしていたんですけれども、今回の改正については、継続的な事務処理で間に合うということで、引き続きこれは支給されると、こういうことになっております。

それで、この支給額でございますけれども、4月、5月分につきましては、これの増額分については6月の定時支給日に支給をすると、こういうことにしてございます。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今現在、生まれてゼロ歳、1歳、2歳、その方は窓口申請しなくてもいいということなんです。そうしたら、例えば今お腹の中に入っていて、生まれましたよと、そういう人は、今度ちゃんと窓口申請しないとだめだということになる、そういうことですよ。またはこうやって土別に入ってきた人でも、そういう人もやっぱり申請しないとだめということですか。

副委員長（伊籐隆雄君） 上野課長。

児童家庭課長（上野 暉君） 4月以降の生まれた方につきましては、申請につきましては出生届、あるいは転入者に限っては、一応申請手続が必要になります。それで、市民課で手続した場合については、一応担当者の部分が児童家庭課に連れてきていただいて、その申請をして、いわゆる申請手続をして、うちで受理をすると、こういうことになります。

副委員長（伊籐隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ぜひ、そういう制度になりましたので、新たな制度で1,572万5,000円増えるんだと、総額でいったら、今までのからいったら1億4,475万円が児童手当という形で、子供さんを持つ家庭にアップするというので、そういった面で周知徹底もよろしくしていただきたいと思うんですけども。

次に、児童手当といえば子育て支援策なんですけれども、子育て支援策に関連して、私は一般質問において、妊産婦の無料検診の質問をいたしました。それで、その答弁では、いわゆる厚生省は、今まで2回無料検診でしたよと、ところが今度5回にしますよと、そういった面で、その5回の検診を公費負担により実施すると、そういう通達はあったんですね。

副委員長（伊籐隆雄君） 岡保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

今、委員おっしゃられたように、厚生労働省の方から妊婦検診の公費負担の望ましいあり方ということで、文書で財政措置をしたという部分の文書は来ております。

以上です。

副委員長（伊籐隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今までも2回は来ていたんですよ、2回は無料検診で来ていたんです。

ところがこの間の答弁で、2回は来ているんだけど、1回しか無料検診を実施していない道内の市で11市があると、そういう答弁でしたよね。

副委員長（伊籐隆雄君） 岡センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

前回お答えしたように、私どもで聞き取り調査した中で、道内の市、土別市含めて35市あるわけなんですけれども、そのうちの11市については、現在でも1回の検診しかしておりません。それで、特に1市については、その1回も非課税世帯のみが対象で、一般の通常の世帯については対象になっていないという市もございました。

以上です。

副委員長（伊籐隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今までの昭和44年からの検診費用の公費負担の経緯として、まず昭和44年度から都道府県が委託した医療機関において、低所得者世帯の妊婦を対象に2回、低所得者だけね。ところが昭和49年には、すべての妊婦について2回検診をやっているんだと、そして平成9年度は実施主体が都道府県から市町村に変わったんですね。平成10年度からは一般財源化

した。ですから、一般財源化だから交付税にね、ですから国が2回ですよというのを1回しかやらないだとかそういう自治体もあらわれてくると思うんです。

それで、この間の答弁でも、国の通知が予算編成の後だったからできないんだと、また道の実施条件、名寄保健所のことがあるんでしょうけれども、ただ国がそうやって5回の交付税で財源措置しているんだったら、今までは土別市はそうやってやっている2回ね。だから国は、今度5回ですよとなったときに、5回はすべきだと思うんですけれども、その考えを聞いておきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 岡センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

ただいま委員からありました5回の実施ということでございますけれども、現在土別市では、前期後期2回の検診を、受診券方式ということで、市町村が発行しています受診券を道内の医療機関、どこへ行っても同じ内容の検診を受けることができます。これにつきましては、全道の市町村にかわって、道が医師会ですとか、大学病院と契約を結んでおりまして、それに基づいてやられているために、この前期、後期の2回についてはこういう体制でできております。ところが実際に、今の時点で土別市が検診回数を増やすとなりますと、ちょっと課題がありまして、実際にはその受診券、前期後期の2回分はいいんですけれども、それ以外の分については契約行為も何もなされておられませんので、受診券を持って行って、妊婦さんが行っても、それでは受けられないこととなります。

更に、医療機関によっても検診時期によって、検査項目も現段階では統一されたものはありません。それともう一点につきましては、検査項目が仮に同じであっても、医療機関によって検診費用についてもまちまちとなっております。

こうしたことから、さきの一般質問でもお答えいたしましたように、道内の医療機関で、妊婦さんが受診券を持って行ったら同一のサービス、検診を受けられる、無料で受けられとするために、検診料ですとか、検診時期、検診項目についての、道内の医療機関との協定が必要となるんですけれども、土別市が独自に、すべての医療機関と契約を結ぶということは、現実にはちょっと難しいことと考えております。

そこで、検診の拡大につきましては、道内すべての市町村にかかわる課題でもありますから、道が現行の受診券方式を整備して、前期後期以外のものにでも適用する考え方で今検討中と聞いております。これが早期に検診体制が整備されるのでないかというふうに考えておりまして、そういうこととなりますと、今後においても名寄保健所と連携を図って対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いや僕はね、何も道の医師会だとか、そういう関係がまとまらないのに、土別だけやれと言っているわけではないのですよ。そういう環境が整って、11の自治体が2回

やるところを1回しかやっていないのと、国の財政措置があるのに、交付税で入ってきているのに。そういう自治体もあるから、土別はちゃんとやっていたんだけど、だからそういういろいろな環境も全部整って、あれしたときにはちゃんと5回やるんでしょうと。ほかがみんな5回やっているのに、土別だけ3回だというそういうふうにならんでしょうということを知っているんです。

副委員長（伊籾隆雄君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） ちょっと私の方からお答えいたしますけれども、今委員の方から国も財政措置をしているということの中で、5回やはり実施すべきでないかということの御意見でございますけれども、ただいま岡所長からお答えしましたように、市で単独で回数を増やしてやるということについては、やはり難があるであろうと。今委員さんから、決してそういうことではないというお話でありますけれども、やはり国は交付税で措置をされているということもあって、道の方でも検討中ということでもあります。これは必ずや実施の方向に行くのではないかと、移行されるのではないかと、私どももそういうぐあいに今推測をいたしているところでありますので、これら検診については周期そのものが、年度当初からということでないものですから、これらの医療機関との協議が整い次第、速やかに北海道も実施の運びになろうというように私ども考えておりますので、それらの道の医療機関等の実施の方向、あるいは一般質問でも御答弁しておりますけれども、他市の状況も勘案した中で、私どもは対応してまいりたいというように考えております。

副委員長（伊籾隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に選挙開票についてお伺ひいたします。

今までの、今年度までの投票所、選挙のですね。それと新年度はどのように変わっていくのか、まずそこら辺からお伺ひいたします。

副委員長（伊籾隆雄君） 清水選挙課主幹。

選挙課主幹（清水 修君） お答えします。

今まで投票所につきましてですけれども、平成17年の衆議院総選挙と、あと平成18年の市議会議員選挙につきましては、26の箇所投票所を行ってきたところであります。

今後につきましてでありますけれども、今年の4月の統一地方選挙でありますけれども、これまでの26投票所でありますけれども、それを統廃合いたしまして、14投票所にするということで、その変更の投票所でありますけれども、南土別集会所、西土別農作業準備休憩施設を土別西小学校に、あと兼内分館、川南分館、成美分館、大和分館を上土別構造改善センターに、白山自治会館、北温分館を温根別出張所に、壬子生活改善センター、公民館三栄分館、登和里コミュニティセンター、茂志利地区農業活性化センターを朝日総合支所に、それぞれ統合したところであります。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それで、投票時間というのは8時までですよ、箇所にもよるのかもわかりませんが。それで今までの開票終了時間というのはどうなっているのか、お伺いいたします。

副委員長（伊藤隆雄君） 石川選挙課長。

選挙管理委員会選挙課長（石川 誠君） お答えをいたします。

直近の選挙執行にかかわる開票終了時刻というお問い合わせでございますので、2つほど御報告を申し上げたいと思いますが、直近では平成18年の4月16日に執行されました市議会議員選挙でございますが、開票が午後9時15分から午後11時55分ということで、開票時間が2時間40分を要しているところでございます。更には、古くは17年9月11日に執行されました衆議院議員選挙でございますが、これが午後9時～午後11時10分までということで、開票時間が2時間10分を要しているところでございます。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） これも新聞報道なんですけれども、開票作業のスピードアップとして、特別な機械に頼らず、作業の工夫を重ねるだけで、30分間で開票を終える自治体もあると。特に東京の府中市は、1992年市長選で33分、2004年は35分で終わらせた。すると、それに続けとばかりにいろいろな自治体がスピードアップしていくと。それで、なぜ30分ぐらいで終わるのか、御存じだったら教えていただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 石川課長。

選挙管理委員会選挙課長（石川 誠君） 委員からのこの御質問でございますが、私ども、新聞報道等でしか承知をしていないわけでございますけれども、こうした中で開票のスピーディー化を図るという記事を拝見をいたしまして、その記事の内容に沿ってでのお答えで恐縮でございますが、まず作業服ですとか、運動靴の着用ということもございまして、動きやすい開票従事者の格好といたしますが、そういうことをしていると。それにあわせて、開票時間の短縮に向けまして、6回も7回もリハーサルを繰り返すといったような事例、更には開票従事者に行きます、手があいた者に関しましては、的確な作業の指示を行いまして、そういった指示を行う担当者の配置といったことが上げられております。

更には、本市の場合もそうでございますが、疑問票が出た場合の処理の仕方といたしまして、この記事によりますと、弁護士や法律の専門家にお任せをして、判定を行っているということ。更には開票従事者に対する選任の関係でございますけれども、やっぱりやる気を重視した考え方によって、この開票従事者を公募で選任をしていると、更には会場の設営でございますけれども、票の移送等それぞれ点検等もございまして、そういった移送等の導線を工夫して、開票会場を効率的なレイアウトに行っていると、こうしたような積み重ねによって、記事の内容ではございますが、30分で開票を終えた自治体もあるというふうに承知をしているところで



ございます。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） これは記事にも出ていますけれども、早稲田大学マニフェスト研究所所長北川早大大学院教授、これは三重県の知事だった方ですよね。その方によると、今年4月、来月行われる統一地方選挙では、300～400の自治体がスピード開票に挑戦すると言われているんですね。それで、本市も1回挑戦してみたらいいと思うです、これは。そこら辺どうでしょうか。

副委員長（伊藤隆雄君） 石川課長。

選挙管理委員会選挙課長（石川 誠君） お答えをいたします。

先ほど本市が行ってまいりました開票時間の関係について御答弁申し上げたわけでございますが、本市のこれまでの開票事務にかかわっての内容で、ちょっと御報告をさせていただきたいと思いますが、実は選挙管理委員会が発行しております選挙結果調べという冊子がございまして、これの平成17年度の執行の選挙結果調べによりますと、本市の場合、先ほど申し上げました17年9月11日執行の衆議院議員選挙の場合の、小選挙区の開票につきましても、1時間25分を要しておりますけれども、これにつきましても全道の34市中、実に1位だったということでございます。更には、同じく比例代表の選挙区の開票につきましても、同じく2時間10分ということでも5位だったと。古くは平成15年の4月13日に執行されました北海道知事選挙におきましても、34市中5位ということでも、必ずしも本市の開票が、周りから比べて劣っているというふうには思っておりません。

ただ、委員の御指摘のように、今般4月には統一地方選挙が執行されるわけでございますので、今までもいろいろ改善をしまして、こういう結果が出ているということでございますので、一層の努力に努めてまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それで今言われた、例えば衆議院だとか参議院だとかね、全国区だとかいろいろ名前が出てきますが、そういうのと違って、今回例えば知事選だとか道議選というのは限られた人数ですから、そういった面では、今、1時間何ぼかかって1位になったといえますけれども、やっぱりこういう30分でやっているところもあるんですから、だからそういった面でそういう知事選、道議選というのは少ないわけですから、だからそういった面では一度挑戦してみたいと思います。

それで、ここで最後に北川所長はこのように言っているんです。時間短縮の取り組みは、自治体職員がふだんの業務の中に潜む課題に気づくきっかけになると言われているんですね。ですから、そういった面でそういうねらいもあって、土別は1位で、一番早いんですよと、全道の市の中で。そう言わずに、全国的に見たら30分で終わらせているところもあるんですから、

そういった面では挑戦する気概で、一度やってみていただきたいと思うんです。

以上で終わります。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 総括質問を行います。

初めに、地方債についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、市民1人当たりの地方債残高、いわゆる借金の額ですね、それと積立額、貯金の方の額ですね、それを教えていただきたい。一緒に、名寄市民あるいは富良野市民の方も1人当たりのそれぞれの額を教えていただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

名寄、富良野と比べるとなりますと、17年度しか資料がありませんので、17年度の数字で申し上げますと、起債の方ですけれども、起債の残高が市民1人当たり土別が100万2,000円になっております。名寄市の方が76万8,000円、あと富良野市51万8,000円と、借金の方はなっております。

一方、貯金と言われる基金の方の残高ですけれども、土別市が市民1人当たり5万6,000円、名寄市の方が8万1,000円、富良野市が6万4,000円というふうになっております。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 貯金が5万6,000円で、借金が100万2,000円ということで、非常に土別市民それぞれ、1人と言いましたけれども、赤ちゃんから寝たきりのお年寄りというのも全部入って、割り返しているんですね。100万円の借金を背負っているという実態だと思います。

そこで、経常収支比率、これが一つの財政運営の健全かどうなのかということをはかるバロメーターになっていると思うんですけれども、これは70%~80%という数値であれば、大体健全であろうというふうに言われています。100%を超えると危機的な状況だというふうに言われているんですが、ちょっと教えていただきたいと思います。経常収支比率、5年前の平成12年~17年までの変化を教えてください。

副委員長（伊藤隆雄君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 17年度の経常収支比率は土別市の場合94.2%ということになっておりますけれども、5年前の平成12年度で申し上げますと、これは合併前の土別市になりますけれども、88.3%ということで、約6%程度増加しているというような状況にあります。

ただ、土別市だけでなく、類似団体という区分があるんですけれども、ほぼ産業構造とか人口構造、同じような全国の都市を比較いたしますと、16年度で申し上げますと、大体94.1%ということで、今の地方自治体の財政構造、これくらいの規模のところでは大体同じぐらいのかなというふうに考えております。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 17年度で94.2%ということですが、ほかの似たような町も同じよう

だから安心しましょうということなのかどうかはわかりませんが、年々100%の方に近づいてきているということは言えると思うんですね。非常に特徴的なのは、公債費の割合が高いというふうに私は見ております。いわゆる借金ですね。これはローンですね、普通の家で言えばローンを組んでいるような感じだと思うんですけども、この割合が非常に高いから、財政全体が非常に窮屈になっているのではないかなというふうに私は思います。

それで、平成14年につくった財政健全化計画ですね、これは15年～19年までのということの財政健全化計画なんですけれども、ここでも一つの説明の中に、公債費が大変だから、これをしっかりと抑えなければならぬというのは目標に入っているわけですね。そのときは、平成14年のときは、計画では地方債の発行枠は5年間で55億円とするというふうに書いてあります。ということは、1年間に11億で抑えていこうと、そうでないといよいよやばいよというような、そういうことだと思いますが、それで途中合併もありましたけれども、この目標はうまく、順調に、計画どおり進んでいるのかどうかお聞きしたいと思います。

副委員長（伊籾隆雄君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） ただいま委員さんがおっしゃられたように、15年からの5年間で55億としておりました。そこで、15年度は借り入れで15.4億ほど借りたわけなんですけれども、このときは生涯学習センターという大型事業がありましたので大きかったと。その後計画どおりに、16年度は11億4,000万ほどの借り入れをいたしている。その後、17年からの朝日と合併になっていますけれども、それでも17年、18年、19年、いずれも糸魚小学校等の大型事業がありますけれども、いずれも11億円台の3カ年間やっております。

それで15年～19年、朝日と合併した後を含めましても、この建設事業にかかわる起債の借り入れが、合計で62億円ほどになっておりますけれども、これから旧朝日の糸魚小学校とか道路の部分、それを差し引きますと54億8,000万円の借り入れということで、これは計画を達成できているというふうに我々は判断しております。

副委員長（伊籾隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それぞれの努力で何とかうまく抑えていっているということですけども、それで現実的にお金の、税金の高で考えますと、債務の残高ですね、現在高とそれから、現在高だけを見るのは正しくないと思うんですね。債務負担行為という額もあると思うんですけども、それらを10年前から見ますと、どんどん増えていって、平たく言えば借金の高なんですけれども、それが200億をずっと超えて推移しているんですよ。私がちょっと計算しましたところ、両方合わせて、12年度は202億、13年度200億、14年度203億、15年度209億、16年度218億、17年度は250億というふうに、ざっと見てなっていて、これは絶対に返していかなければならない借金なんですけれども、18年度はちょっとまだ計算していないからわからないんですけども、実質の債務残高はどれくらいになると推計していますか。

副委員長（伊籾隆雄君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

実質の債務残高という部分に、公債費と同じような債務負担の部分も含めてということだと考えますけれども、地方債の残高で247億ほどあるわけですから、債務負担行為、これは2カ年工事やなんかでやっている部分は、予算上の都合の関係ですので除きますけれども、実質的には備荒資金組合に借り入れたりして、ずっと長く、後年度まで引きずっていくようなもの、それらを合わせますと251億6,800万というような実質の債務になると思います。

ただ、先ほどの市民1人当たり100万とか、そういうお話をさせていただいております。今の240億という部分もありますけれども、土別市の場合過疎市町村ということがありまして、起債、交付税の算入の多い起債を使っていると、そういうこと等ありまして、大体40%ぐらいはその交付税で返ってくる起債を活用させていただいている。そういうこともありますので、最近出ました実質公債比率やなんかにおきましても、18%を超えると制限がかかるというようなことで、名寄市よりも市民1人当たりの部分でも多いことになりまして、土別市は18%を超えていない状況になっていて、逆に名寄市さんやなんかは交付税に入る起債を使っていないということで18%を超えていると、そういったような目に見えない部分の、交付税の裏がある起債といったような事情というのもございます。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それはよくわかりました。それでですね、交付税で何とかするというようなそういうものもあるから、それほど心配しなくてもいいんだよというふうな言い方に聞こえましたけれども、どちらにしても結構な金額の債務残高があると私は思っていますが、これからの返済計画というんですか、償還計画というんですか、私はこれがすごく大事だと思います。下手したらまた、かつてのように、同じように雪だるま式に、いろいろなものが膨らんでいくという、そういうことにもなりかねないと思うんですね。十分そこら辺のところは考えて、財政運営をやってくれているとは思いますが、これからの償還計画ですね、もちろん何も仕事をしないということではなくて、必要な事業はやると、だけれども必要でないことはきっちりと精査して、条件がよくてもやらないとか、そういうようなことを考えての償還計画を立てられるのだと思いますが、そこら辺の計画というものはあるのかどうか、あればどういうふうなものなのか教えていただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 当然交付税に算入されるから、うちの起債が増えてもいいという考え方はありませんで、やはり後年度の借金というのはできるだけ減らした方がいいというようなことを考えております。

今回の、18年5月につくりました財政健全化計画、その中でもやはり借り入れの総額を抑えていこうということで、今後5年間の中で、総額は建設事業にかかわる起債の発行ですが、58億円以内に抑えたいというふうに考えております。そして、今の一定の、5年間の中の建設事業を考慮いたしまして、推計をしております。

ただ、健全化計画の後半か、それが終わってからになると思いますけれども、今の最終処分場の、今度の移転の問題が出てきます。あれに取り組むとなりますと、やはり大きな、40億ぐらいの起債が必要といった場合もありますので、そういった事業につきましては、やはり3カ年とか何カ年、単年度の事業でなく取り組んでいったり、あと今後の、これからの総合計画をつくることになっていきますけれども、その中でも他の事業と調整をしながら、一遍に借金をぐんと増やすようなそういったようなことは調整していかなければならないと考えております。

現状では今、毎年一般会計の元金償還というのが約18億～19億借金を返済しております。それで単純計算になりますけれども、新たに毎年10億借りていったとしても、借金返済が18億、19億ですので、7億～8億は元金を、借金の残高を減らしていけるというような計画というか、推計をいたしております。

それで、今その借金の残高が250億程度ありますけれども、それを25年度以降、大体8億ぐらいの、今度新たな起債の発行で進んでいくのかなというふうに考えておりますけれども、そうしますと、平成30年度ぐらいには大体140億ぐらい、100億ぐらいは償還ができる、借金を減らすことができるというふうに考えております。

当然、これらの起債というのは必要な事業にしか借りませんし、条件がいいから借りるといった考え方ではなくて、必要な事業をやるときに、条件のいいものを選択して、極力条件のいいものを選んで借りていくというふうにして、起債の表向きの借金も抑えますし、実質的な負担も抑えていくというふうに考えております。

新市建設計画の中で、今後の10年間で起債の額は出ていたんですけれども、今度の健全化計画の中でもそれよりもやっぱり起債を抑制していくというような考えで、先ほどの58億というような計画を立てております。

以上です。

副委員長（伊籐隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） よろしく、財政切り盛りお願いしたいと思います。

次に、保育料についてお聞きいたします。

昨年の決算委員会でもお聞きしましたがけれども、朝日町の保育料についてお聞きしたんですけれども、定率減税の半減ということで、子育て世代に大きな影響を与えるのではないかとこのようにお聞きしております。

定率減税が半減して増税になると、今年の4月からは収入は実質何も増えないのに保育料が上がる世帯が出てくるということになるのではないかと思いますけれども、それで去年の12月には、もう既に厚生労働省はこういうような事態にならないようにということで、国の保育料の、いわゆる所得基準というんですか、そういうものを改正して、地方の自治体でもそうするようにというふうに通知を出しております。ですから、土別市は土別市の独自基準というのを、国よりも安くつくっているということですが、それを定率減税の影響を受けないように改定されたのかどうかということと、その中身的なことも簡単に教えていただきたいと思っております。

副委員長（伊籐隆雄君） 山口児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 定率減税の縮減に伴う保育料の新年度の考え方について説明をしたいと思います。

今委員のお話のとおり、昨年12月、定例会の後になりますけれども、12月の末に、厚生労働省の方から保育料の徴収基準について、定率減税縮減に伴いまして改正をするような案という形で私どもに入ってきました。この通知によりますと、今委員のお話のとおり、所得額も、それから税額控除も全く変わらなかった状況として考えた場合、平成17年分、18年分の対比でございますけれども、実質的に定率減税が20%から、18年分については10%、半分になるわけですから、それに見合った額が保育料の徴収基準額表の中で上がっていかねば実質値上げになるというようなことでございます。

具体的に厚生労働省から出ております保育料の徴収基準額の改定なんですけれども、国においての所得税の課税にかかわっての階層は、4つの階層なわけなんですけれども、所得税の一番下の低い額を見ますと、これまで6万4,000円未満の額を約11.1%、8割から9割ということで、その10%減った分について、約11.1%の額の引き上げで、7万2,000円という形になります。それから次の階層では、6万4,000円以上16万円未満、この額を7万2,000円以上18万円未満ということで、段階的に定率減税の縮減に伴う額を引き上げているということで、先ほど言いましたように、所得税の課税される中身が全く同じだとすれば、保育料は実質的に値上げにはならないということで判断をしております。

これに伴いまして、土別市においての改正ですけれども、申しおくれましたけれども、国では現在、平成19年度、新年度の予算について国会で議論されているわけなんですけれども、ここで新年度予算が決定されなければ、議決されなければ、正式に各自治体に対しての通知はありません。私どもとしては年度内に国家予算が成立するという考え方も含めまして、平成19年4月1日からの改正に向けて、今準備を進めておりますけれども、所得税課税世帯の関係でお話しますけれども、国の4つの区分につきましては、本市におきましては6つ、それから旧朝日の関係につきましては7つの区分に分けております。

具体的に申し上げますと、6万4,000円未満の所得税額については、国と同じように7万2,000円、6万4,000円以上13万8,000円未満の世帯の層につきましては7万2,000円以上15万6,000円未満、それから13万8,000円以上16万円未満の世帯につきましては15万6,000円以上18万円未満ということで、国と同じように階層区分については細かくなっておりますけれども、同じように11.1%の引き上げということで、これまでと変わらないような形で、いわゆる利用者の方につきましては負担増にならないような形で改正するというので、今計画をしております。実質、先ほど言いましたように、19年4月1日に間に合うような形で私どもとしては取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（伊籐隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それと、基準額のことと、もう一つはたくさん子供がいる場合の、2人目、

3人目、それ以上というような子供を預けた場合の保育料の軽減策ですね、それは今までもあったんですけども、もっとまた今回の改正で変わったということですので、その中身もちょっと教えていただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 保育所に同じ世帯から2人以上同時に入っている、そういう世帯の関係の縮減というか、軽減策ですけども、今回国から新たに示されておりまして、私どもとしても同じように19年4月1日から実施する予定にしております。

これまでは、2人目、3人目の軽減の部分についてありましたけれども、ちょっと具体的な資料を見た方がわかりやすいかと思えますけれども、口頭で御説明することをお許しいただきたいと思えますけれども、新しい保育料の額で7万2,000円以上の所得税がある世帯につきましては、そこが分岐点になるわけなんですけれども、それ以下の世帯で複数の子供さんが保育所に入所していましたら、3歳未満児と3歳以上児で分かれるわけですけども、3歳以上児、いわゆる大きい子供さんの方が2分の1、それで小さい子供さんがそのままという形になっていましたけれども、4月からの改正では、これについてはとりあえず大きい子供さんについては定額ですけども、小さい子供さんは保育料が高いんですけども、この額を、2人目については2分の1、あるいは10分の1で対応していくということになります。ですから、仮に複数のお子さんが1人いらっしゃいましたら、月額にして1,500円が変わってきますし、所得税がずっと高い世帯ですともうちょっと大きい額が、保護者の方にとっては有利になるというようなことになっております。

それからもう一点なんですけれども、保育所のほかに、これまでは余り例がないんですけども、幼稚園に入っているお子さんでも、それぞれ幼稚園なり保育所で複数の子供さんがいるかどうかの判断をしていましたけれども、4月からは仮に下の子供さんが保育所、上の子供さんが幼稚園といった場合に、2人目、3人目の軽減の関係について、全く別であったわけですけども、それを同じ、いわゆる保育所、それから幼稚園、施設同様に考えるということの軽減策が新たに出てきました。これについては、こういった地方では余りないかもしれませんが、都会ではこういった傾向がもしあったとすれば、大変有利な方法だというふうに考えております。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 2人目、3人目と、同じ保育所に入れなくても、幼稚園に入れても、どこに入れても軽減策はとられるよということですね。それでこれが、今年の4月1日実施の予定で準備を進めているとおっしゃってございましたけれども、もうすぐ4月1日なんですけれども、それぞれお母さんたちや、あるいは市民の皆さんには何らかの方法で、また知らせていくじゃないかと思うんですが、そこら辺の準備、周知の準備等々は大丈夫なんでしょうか。

副委員長（伊藤隆雄君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 平成19年度新規に入所する方につきましては、既に2月1日～15日の2週間の間で受付をいたしまして、入所判定会議を実施後、既に承諾書を発送しておりますし、それぞれの保育所で説明会を実施しております。新しい基準表に基づいた保育料ということで、既にこの方たちについては保育料はおおよそこの程度の額になりますという、確定ではありませんので、おおよその額を通知しているところであります。

それから、継続して入所している児童の方につきましては、所得税の確定申告が今月15日までということで、実際に書類等が完全にそろっていない方もいらっしゃると思います、いわゆる在園児の子供さんにつきましては、今週末ごろをめぐりまして、書類の出た方については予定額を通知するというところで考えております。

それから、全市的な形での新しい保育料の周知ですけれども、市の方では毎年保育所ガイドブックを作成しておりますので、この中で新しい保育料を載せる予定にしておりますし、市のホームページ等も利用しながら、新しい保育料については皆さん方に周知を図っていくということで考えております。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それと、18年10月1日から国は認定子供園というものの制度をつくって、奨励しているわけですが、結構聞くところによりますと、この周辺でも中頓別、下川などにもそういうものができたということですが、これは幼稚園と保育所と両方のよいところをあわせ持つものだというので、政府は盛んに宣伝しております。

それで、この認定子供園という制度が何で出てきてつくられたのかという、その背景をどのようにお考えなのかということと、またその中身ですね、保育所とも違う幼稚園とも違うというようなことらしいので、その中身も教えていただきたいのと、保育料金の設定の仕方なんかも含めて教えていただきたいと思います。

副委員長（伊藤隆雄君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 認定子供園の関係についてお答えしたいと思います。

昨年の6月に就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定子供園の関係について法律が制定されたところです。実際この認定に当たっては、都道府県がこの施設を認定するというようになっておりますけれども、北海道では条例で18年、昨年10月1日に施行されております。

この背景という部分について、私どもちょっと考えたところでは、少子化がこれだけ進行して、あるいはお母さん方も社会進出が増えてきたということで、保育所を利用する児童数が増加したその割には、都市部におきましては待機児童が非常に増えていると、その反面幼稚園の利用児童は減少傾向にあるということで、その幼稚園の空きを活用して、保育所の待機児童を解消する、これが第1点目かと思えます。

2つ目として、就労形態が多様化、いろいろな仕事が増えてきていますし、時間等も制限さ



れたり、あるいはきつくなったりということで、いわゆる働いていたり働くことができなくなったりとか、そういったたびに保育所であれば保育に欠けるという条件がありますから、保育所に入所したり、あるいは退所したりというそういうことが繰り返される。つまり同じ施設を利用したくてもできないような条件がありますけれども、この認定子供園はそういった部分を解消するためにできる施設ということがあります。

それから、3つ目としては、地方によっては非常に少子化傾向が深刻で、保育所、幼稚園どちらにも空きが生じているような地域では、幼稚園と保育所が一体となった、いわゆる幼保が一体となった形をとれば、子供にとっても、それから実際に運営する側にとっても効率的な状況になるということ。

4つ目、最後なんですけれども、専業主婦家庭を含めた、地域の子育て支援をするということが条件に入っておりますので、すべての家庭がいろいろな形で、何も制約を受けずに子育て支援サービスを受けられる機会、こういったものが設けられるということになります。

実際、認定子供園というのは、就学前の教育、いわゆる幼稚園での教育と、それから保育を一体としてとらえた総合施設ということで、保護者の方が働いている、あるいは働いていないにかかわらず、教育、保育を一体的に提供することができる、そういった機能を備えているということと、先ほど言いましたように、土別でも子育て支援センターなり、集いの広場がありますけれども、子育て相談とか、親子の集い広場をこの施設に義務づけることによって、地域の子育て支援を更に一層力強くするというそういった機能もありますので、これらについてはやはり前向きに検討されているところも多いかというふうに思います。

それから、保育料の関係なんですけれども、この認定子供園を認定するに当たっては、職員の配置の関係とか、設備、それから職員の資格もあります。幼稚園教諭、それから保育士資格ですね。それから幼稚園の方では幼稚園の教育要領、それから保育所では保育所の保育指針とかがございまして、いわゆるこの施設を運営するに当たっては、相当の設備なり、あるいは職員の関係についても教育が必要だというふうになってくるかと思えます。

そういったことを考えますと、いろいろな形で、いわゆる幼稚園の利用料、保育所の保育料、これにいろいろな経費等が、設置者がかかる経費等を加えますと、決していままでと同じような額にはならないというふうな判断も、私どもとしては持っております。いわゆる所得に応じた、そういった保育料なりの額が決められるとは思いますが、今よりも水準的には、額的には上がった形が保育料として設定されるような状況じゃないかなというふうに思います。

ただ、この認定保育園の部分についての保育料は開設者が決定することができるわけなんですけれども、そこを監視するのは自治体ということで、生活保護の家庭から徴収するとか、あるいは低所得の世帯から利用できないようなそういう料金を設定するということが自体は、自治体としてもきちんと監視をしていなければいけないし、そういったことは認めないということからいけば、やはり一概にも、保育料が極端に上がって利用できないという状況にはならないかとは思いますが、今までよりは少しは高水準に設定されるのではないかというふうに

想定をしております。

副委員長（伊籐隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 大変いいようにも聞こえますけれども、よくよく今お聞きしましたら、問題もかなり含んでいるように思います。結局は保育を受ける子供たちが、お金があるなしによって差別されるような部分も出てきそうな感じもしますし、それで今、土別でもそういうものをつくりたいという動きがあるんですか、どうなんですか。

副委員長（伊籐隆雄君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 認定子供園における土別市内の動きですけれども、実際土別には今認可保育所が4カ所、定員240人、認可外が5カ所で定員210人、へき地が5カ所で定員としては150人、それから幼稚園が3カ所で定員300人、このほかに事業所内保育所があります。こういったことを考えますと、定員としては、いわゆる就学前ですから6歳未満の子供さんということであれば、全体で900人の定員を抱えているわけなんですけれども、これについてすべて、定員がいっぱいになっているところは限られるところです。逆に、3歳未満児の関係については、どこも定員の、入りたくても入れないような状況があります。

こういったことから、市内の市立の幼稚園にしても、認可外の保育所にしましても、去年のこの制度について、道で説明会がありましたけれども、この中にも熱心にどのような状況か、やっぱり研究調査するために話を聞いてきた経緯もあります。ただ現在、今のところ私たちが考える中では、やはり今の定員の関係もありますし、実際自宅で、保育所なり幼稚園に行かないそういった子供さんの数、そういったことからいろいろ考えますと、先ほどお話ししましたその、認定に当たってのいろいろな審査基準等をクリアしなければいけない部分もありますので、今のところすぐ、この認定保育園を認可を受けて開設するというそういった動きはありませんけれども、将来的にはやはり全くあり得ないということではないというふうに踏んでおります。

副委員長（伊籐隆雄君） ここで午後3時5分まで休憩いたします。

（午後 2時52分休憩）

（午後 3時 5分再開）

副委員長（伊籐隆雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、桜丘荘の特定施設への移行についてお聞きします。

このことについては、昨年第4回定例会におきましても、斉藤 昇議員がお聞きしておりますけれども、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

19年度の予算案の中で、桜丘荘の運営事業費として一般会計から9,288万円、そしてそれとは別に、介護サービス事業特別会計の方から特定施設運営事業費1,159万1,000円ということで

計上されておりますが、その計画の中で、資料をいただいておりますが、今年度の要介護度の人7人、要支援の人7人、合計14人で予算立てをして運営計画を作成してはいますが、実際、現実に今の時点では、このような割合になっているのですか、それともこれも一応の考えなのかどうか、お聞かせください。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田桜丘荘所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） お答えします。

計画の時点では要支援者7人、要介護者7人ということで予算組みしておりますけれども、この計画の時点では、予算組みの時点で、11月の段階であったということもございますけれども、現時点ではもう少し増えておまして、合計で19名、要支援者が9名、経過的要介護の人が1人いるんですが、合計要介護の人、経過的要介護の人を含めまして10名ということで、合計19名ということで、現在要介護者の人も、順次増えている、増加しているという現状になってございます。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、5年後の計画では要介護度の人25人、要支援の人が15人ということで、合計40人ということではいろいろな運営計画が出てきていますが、この40人という人数は、私としてはこんなにも5年間で増えるかなというふうにも思うんですが、こちら辺の考え方を聞かせください。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） 平成19年度は合計、特定施設の入所者が14名、あくまでも計画でございますけれども、20年度は20名、21年度は30名、22年度は35名、23年度は40名と。この特定施設は40人枠で計画しておりますけれども、今桜丘荘の入所者の平均年齢83歳ということでございますし、特定施設になりますと、今までは要介護になりますと、特に重い方につきましては特別養護老人ホームの方へ施設がえというようなことも御家族と相談しながら行っておりましたけれども、特定施設をとることによりまして、要介護状態の人も桜丘荘の方で十分対応していけるのかなと、そういう観点から加齢に伴って、高齢に伴って、順次要介護度のつく人、要介護者はふえていくだろうと、5年後には40人になるだろうということで予測はしております。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 介護サービス、今変わった介護保険制度の中での介護サービスというのは、できるだけサービス抑制という目的がありまして、できるだけ自立して生活できるようにというようなことを大きな目標に置いて介護サービスがなされるという、そういう方向で行っているわけで、だから予防ということで、予防介護にすごく力を入れるという方向になっているんですけれども、だから余り要介護度の人とか、そういうふうな人が増えると困るというような、

そういう今のサービスのあり方だと私は押さえているんですけども、でもこの資料から見ますと、サービスを利用する人がどんどんと増えると、桜丘荘の収入も何ぼかずつ増えていくというような形になっているんですけども、そうなんですか。どうなんですか。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） 介護サービスを受ける人が増えても、介護サービスを受ける方は桜丘荘で日常生活を過ごしますので、養護老人ホームの方は一般会計で運営しておりますので、養護老人ホームの方で、措置費で運営しております施設の光熱水費、あるいは入所者の給食材料費などの、入所者にかかわる運営経費につきましては変化しませんので、一般会計の運営事業費の方は変わらないということでございます。

特定施設の収入が増加するのかどうかということなんですけれども、要支援者、要介護者の増加に伴って、特定施設の収入は増加いたします。これは、介護度が高くて低くても、1人当たりの収入単価は同じでございます。

その内容をちょっと御説明させていただきますと、介護サービスを受けると、特定施設に介護報酬の収入が発生します。介護報酬の仕組みには、基本報酬と出来高報酬がありまして、出来高報酬は介護サービス委託料としてヘルパーステーションの方に支払いますけれども、基本報酬は特定施設の収入になります。この基本報酬は要支援者の入所者については、1日について630円、月額に直しますと1万8,900円ですね、要介護者の入所者については、1日について840円、月額2万5,200円の収入増になるということで、平成19年度はこの基本報酬の収入を要支援者7人分と、要介護者7人分の計画で、337万円見込んだということでございます。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 増えるということですね。それで、特定施設になるには一定の専門職員の配置というのも条件になってきておりますけれども、まずその専門職員の配置基準というのはどんなふうになっているかということと、ケアマネジャーというのがどうしても、特定施設の方で介護サービス計画をつくるというようなことになっていきますので、ケアマネジャーが必要に、どうしてもなるのではないかと思いますので、まず一つは専門職員の配置基準と、桜丘荘はそれをスタート時点で満たすことができるのかどうか、そういう準備ができていくのかどうかをお聞かせください。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） まず初めに、ケアマネジャーのことでございますけれども、特定施設になりますと、介護支援専門員、ケアマネジャーの配置が必要になりますけれども、ケアマネジャーの有資格者は常勤職員で1名おりますので、基準は満たしております。更に複数の職員も試験挑戦中でありまして、将来的には複数配置もできるかなというふうに考えております。

職員の、配置の基準のお答えでございますけれども、先に国の養護老人ホーム、特定施設の

部分の配置基準についてちょっとお答えしたいと思います。施設全体の職員基準がありますけれども、特に配置基準が変更になる介護職員の関係についての内容でございますけれども、養護老人ホームが特定施設になりますと、養護老人ホームの施設と特定施設のそれぞれについて、職種と配置人数の基準が定められております。養護老人ホームの施設が生活相談員と生活支援員の職種、特定施設はケアマネジャーと介護職員の職種の配置が必要になってまいります。特定施設の入所者数の増減によりまして、介護職員の配置人数というのは変化いたしますけれども、基準では、試算しますと養護老人ホーム特定施設を合わせ、桜丘荘の場合、最低12名の配置基準が必要になってくるということでございます。

現在の職員配置人数を申し上げますと、現在は養護老人ホームだけの運営でありますので、生活相談員が4名と生活支援員が9名の計13名の配置であります。特定施設に移行になれば、19年度は養護老人ホームの配置は生活相談員3名と生活支援員8名の11名、特定施設の配置が計画作成担当者、ケアマネジャーですね、1名と介護職員の1名の2名、計13名で基準をクリアした形で、現状と同じ体制で、入所者が要介護度に陥ってもサービスの低下にならないよう適正な施設運営をしたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、養護老人ホームに入所されている方というのは、やはり経済的にも大変な方が多いのではないかと思いますけれども、介護サービスを受ければ1割自己負担というものがかかってくるんですけれども、こういう方たちに対しての1割自己負担というのは、非常に重いものがあるのではないかなと思います。軽減とか、あるいは減免とか、そういったような施策というのはあるのでしょうか。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） 特定施設の入所者で介護サービスを受けますと、当然1割負担が発生します。1割負担が発生するんですけれども、国の措置費制度の中で、介護サービスを利用したらその分措置費で負担しますよという、介護サービス利用料の負担加算制度というのがございまして、この基準は収入で、その方の収入の基準に基づいて判断するわけでございますけれども、この収入の判断基準が収入階層で決められた部分で、1階層から39階層まででございます。1階層の方は収入が27万円以下の方で、この方については措置費から100%の負担加算がございまして、1割負担は全くかからないという部分でございます。2～22階層、この部分については27万1,000円から76万の間の収入の方でございまして、この部分の方につきましても措置費から99%の負担加算制度がございまして、仮に1割が1万円かかるとしても100円で済む。これは月額でございまして100円で済むという部分で、調べましたら、桜丘荘の入所者はこの22階層までの収入の部分に、約70%の方が対象になっておりますので、入所者の方が介護サービスを使っても、利用しても、私はそれほど負担にはならないというふうには考えております。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 朝日の方に高齢者生活福祉センターというのがありますよね。そこはお年寄りですけれども、元気な方たちが暮らす場所ということだと思いますけれども、そこで暮らしている方たちがだんだんとやはり高齢化で、年をとって、体の機能も衰えてというようなふうになってきた場合、桜丘荘のように介護サービスを受けながら自立して生活したくてもできないのではないかなと、私はこの福祉センターは、そういうふうな施設ではないかなと思うんですけれども、桜丘荘の方へそこから移りたいというふうに思っている市民たちが増えてきて、行きたいといった場合、受け入れというのはどうなんでしょうか。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） 当然、措置費制度に沿って、入所要件に該当すれば、最終的には入所判定委員会で入所の可否を決定するわけでございますけれども、そういう部分で当然に入所になると思います。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） だんだんとそういった、1人で暮らしている、あるいは夫婦だけで暮らしていて、そういう施設に暮らしている人がだんだんと弱ってくれば、やはり桜丘荘のこの特定施設の形というのはすごくいいのではないかなというふうに思いますので、うまく市民の皆さんが喜ぶような運営方法を、取り組み方をお願いしたいと思います。

桜丘荘の最後の質問ですが、これは別に特定施設に関係ないんですけれども、桜丘荘はちょっと山の上にあるので、だんだんと足腰が弱ってきたお年寄りは、町へお買い物に出かけるとか、お友達のところへ出かけるとかというときに、ちょっと大変だと、上ったり下ったりというのがね。だんだんとひざも痛くなるし、腰も痛くなってきているというような状況になってきて、こういうような人がまた増えるのではないかなと私は思うんですけれども、せっかくの楽しみのショッピングやなんかができなくて、引きこもりになっても、また困ったものだというふうになりますからね、ここら辺の、出かけるというときの支援策とか何かそういうのは考えて、これからのことですけれども、そういう方たちへの支援策なんか考えておられるでしょうか。

副委員長（伊藤隆雄君） 神田所長。

桜丘荘所長（神田裕教君） 足腰が弱っている方の対応を今後もどのように考えているかということでございますけれども、まず足腰の弱っている方の現状の対応でございますけれども、定期的な病院への通院につきましては介護職員が常時付き添っております。買い物とかその他の用事につきましても、希望のありました方についてはすべての方につきまして介護職員が付き添って、買い物などの対応もしております。また嗜好品とか、身の回りの日用品あるいは床屋とかについても、施設内に定期的業者に来ていただいておりますので、それほど御不便はお

かけしていないのかなと思います。また、年に数回介護職員が付き添って、団体で外食とかデパートへの買い物もしておりますし、気分転換にハイキングなどの行事も実施しております。また元気な方につきましては、タクシーを使用しておられる方もおります。

しかし、特定施設になりますと、やはりますます足腰の弱った介護者が増えてくるということで予想しておりますので、入所者への接し方とか、あるいは対応も、今までとは違った場面も出てくるのではないかなというふうに予想しておりますので、行事の見直しはもちろんですが、入所者が御不自由しないように、御不便をおかけしないように、常に工夫しながら、入所者には十分配慮しながらサービスの向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは最後の質問ですが、地域活動支援センターについてお聞きしたいと思います。

これについては、きのう牧野委員が質問されておまして、その中身的なことは大体わかったんですけども、これは600万円の予算がついておりますが、これは新しい、新規事業ということで600万円、道が半分、市が半分、300万、300万ということの事業です。それでここを受託すると、外部の契約というような形でやるんですけども、この委託契約した法人は名寄の道北センター福祉会というところですね。本来は行政、市が設置主体ですけども、そこに委託して、何人かの精神障害者の方たちが通ってきているというような形のものです、これはね。

そこで、私いろいろなところから、いろいろ不満の声を聞いているんですよ。1つは、この地域活動支援センターという事業は、新しい自立支援法の中の事業であって、このセンターはそれぞれ市町村に1カ所以上は置かなければならないというそういう施設でありまして、それで士別市も置くんですけども、これをやりたいと、やらせてほしいという法人、士別市の場合は愛生会とか、つくも学園とか、手を挙げているんですよ、やりたいと言って。

きのう牧野委員もお聞きしておまして、その経過の中で、何とか将来的には地元の法人を育てるという意味でも考えてほしいというようなことをおっしゃっていましたが、そうなんですよ、何で地元の法人が、やりたいと言っているのに、結果は名寄の法人が受けているのかと。そこら辺のところはちょっと解せないわけであって、きのうの牧野委員への説明では、結局その精神障害の方々にはぬくもり会という親の会があってやっているということですが、結局その方々が、今までずっとその場所で2年ほどやってきているので、そこでやりたいという強い障害者の方々の希望があったと、そういうことでそこに決めましたというような感じなんですけれども、そういうふうに決めるべきものなのかどうかも私はちょっと疑問に思っているんですよ。

そこでもう一度、ちょっとしつこいようですけども、この道北センター福祉会へ、市内で1カ所は置きましょうという地域活動支援センターを委託したのかという、そこら辺の経過を

もう一度教えていただきたいと思います。

副委員長（伊籾隆雄君） 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。

地域活動支援センターの委託にかかわって、委託決定に至るまでの経過についてのお尋ねですが、委託決定の理由につきましては、昨日牧野委員の御質問にお答えしたとおりでございますが、委託決定までの経過といたしましては、当初土別の土別愛生会、それから名寄市にあります道北センター福祉会から事業に対する委託の要望がございました。この間、法人とは何回か話し合いの場を持ちまして、協議をいたしていたところでありまして、また精神障害者の家族会の意見も聞いていたところではありますが、その後、昨年、年末に土別福祉会、これはつくも園なんですけれども、そこからも委託の要望がございました。

そこで、今年になりましてから、3カ所の法人から事業計画の提出をいただくとともに、精神、知的、身体障害者の3団体とも意見交換の場を設けまして、貴重な御意見もいただいたところでもあります。

市といたしましては、地元には法人がありますことから、この委託先の決定に当たっては、私も大変苦慮したところでもありますけれども、障害者のための地域活動支援センターということもございますので、障害者の立場に立って総合的に判断をいたしました結果、名寄市の道北センター福祉会に委託の決定をしたというところでございますので、この点御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

副委員長（伊籾隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 障害者の立場に立って考えたとおっしゃいますけれども、このセンターというのは、精神障害者だけを対象にはしていないんですよね。知的障害者も身体障害者も、そして精神障害者も、そういういろいろな障害者のためのセンターなわけであって、今おっしゃったのは、多分精神障害者の立場に立って考えて判断されたんでないかなって、私は決定されたんでないかなってというふうに思うんですよ。というのも、ぬくもり会のこの方たち以外の障害者団体がありますよね、3つの障害者の団体というのもありますし、そういう方たちと相談しているのか、話し合っているのか。話し合っていないんですよね、これがね。話し合ったのは、年が明けて、19年の2月22日、それも障害者団体の方から一体どういうことなんだということで、説明してくださいと言われて、初めて説明の場を持っているということなんです。だから、私はおかしいなというふうに思うんです。

これは一つの、行政のやり方なんでしょう、こういうのは。普通の行政のやり方なのかもしれません。国でこういう制度ができた、600万円、300万、300万でできると。そして今の、精神障害者ぬくもり会の関係者たちが2年間市単独で280万出してやっていたんですよ、活動をね、障害者のための活動を。

今度これができてきて、制度ができてきて、300万でいいわけですよ。センターオープンし



てやるのにね。20万しか出さなくて済むぞと、こっちがこっちへ移行してやればね。そういうふうにも考えても不思議はないなというふうにも思えるのですよね。

そうではないとおっしゃられるかもしれませんが、それでこれは私ね、非常に大事なことなんです。新規事業ですし、昨年1年間議会で、毎回のようにこのことを取り上げているんですよ。この自立支援法ができて、そしていろいろなものが、制度ができたということで、この地域活動支援センターもどうなるのかというようなことで、18年の第1定から昨年、11月の決算委員会まで、必ずこれを皆さん取り上げているんですよ、議員さん。

ということは、それだけみんな、市民も関心があるし、もちろん障害者も関心があって、こういうものをぜひともいいものをつくりたい、利用したいって希望があったと思うんですよ、いろいろな障害者の方たちのね。だからこうやって、いろいろな方が取り上げて聞いているわけです。

18年の第1定ですね、3月には、今は議員ではありませんけれども、寺下さんが聞いています。このときは朝日の小規模作業所、これがちょっとセンターの方に移行する、検討しているよとか、名寄の道北センター福祉会にもいろいろ要望を聞いているから、いろいろ検討してみまじょうと、こう答えて、このときはまだはっきりしていなかったんです。

それで6月、第2定では北口議員が、今議員でないですね、聞いているんですよ。このときは、もうほとんど朝日の方は決まったような答弁をされております。朝日の小規模作業所をセンターにしていきたいというようなことをはっきり言っています。ですが土別の場合ですね、この6月ですよ、社会福祉法人土別愛生会からも地域活動支援センターの設置について要望がありますことから、今後法人とも十分協議をしまじりたいと考えておりますと、御答弁なされております。

もうこの6月の時点で、愛生会はやりたいですって言っているんですよ、手を挙げております。そして9月の議会ですね、9月の議会では斉藤昇議員が取り上げておまして、ここでももう朝日は決まっていますと、センターにしますというような、またはっきりと言っております。

土別の場合、なかなかと微妙な言い回しなんです、「市の単独事業で名寄市にあります道北福祉会に委託して実施しております精神障害者の地域生活支援事業の新制度への移行、更には現在、社会福祉法人土別愛生会からも地域活動支援センターの設置について要望書が提出されておりますことから、これらの取り扱いについても、今後関係法人と十分協議をしまじりたいと考えております」というふうに答えております。これは9月ですね。

そして11月の決算委員会ですね、決算委員会では池田議員が質問しているんですよ。それに対して、池田議員はどうなるんだと、見えてこない、そのセンターのこととか、いろいろなことがね。施設の利用者は不安に思っていますよというふうにお聞きしているんですよ。それに対して、朝日の方はもうセンターに移行しましたと言っています。そして土別地区はということで、「土別地区の地域活動支援センターの設置についてであります、現在市の単独事業

で実施しております精神障害者に対する相談支援を中心とした地域生活支援事業につきましては、今年度で廃止しまして、今までやっていた事業は廃止してということですね、「新制度から地域活動支援センターを新たな事業として始めてまいりたいというふうに考えております。それで、この事業の委託先につきましては、現在複数の社会福祉法人から委託を受けたい旨の要望もありますことから、今後におきまして関係機関並びに関係する障害者等の要望も考慮しながら障害者であります当事者が不利益にならないよう、今後十分検討してまいりたいと考えております。」こういうふうにお答えしております。

私が思うには、ずっと春から、愛生会はもう早い時期に要望しているし、多分この道北センターも要望していると思うんですよ。そして障害者の団体もあると、十分協議すると、ずうっと答弁しているんですよ。これは6月議会も、9月議会も、関係法人等と十分協議していきたいと言っているんだけど、障害者だって関係者でしょう、協議されていないんですよ。個別には、愛生会と行政とで個別には話し合いはしているのかもしれませんが、私はこんな土別市の福祉の目玉になるようなこういう事業を、やはり3つなら3つの法人、あるいは障害者の団体、障害者自身、そういう方たちと一緒に一堂に会して話し合いをする、それが協議ではないでしょうか。協議というのは、何かのことを関係者がみんなで寄り集まって話し合いをするというのが協議であって、関係者一同を集めての協議は一度もしていないんですよ。十分協議する協議するとは言っていますけれどもね。だからどうしてもこの一連のこういうような流れを考えると、何か腑に落ちないし、最初にこのぬくもり会の方の精神障害者が今やっているのを継続して、センターとしてやっていきたいという意思が強かったのではないかなと思うんですが、そこら辺はどうなんですか、教えてください。

副委員長（伊藤隆雄君） 宮沢次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） この地域活動支援センターについては、障害者自立援法に基づいて、昨年10月から新たな事業として出てきたものでございます。それで私どもといたしましては、2年前から、これは精神障害者だけでございますけれども、単独の事業として、地域生活支援事業ということで精神障害者の相談、また憩う場所ということで、2年間実施してきたものでございます。そこでその自立支援法ができて、地域活動支援センターが新しくできるということで、当然今度は活動支援センターについては精神障害者だけでなく、精神、知的、身体、3障害対象ということでございます。それは3障害対象なんですけれども、当然今まで単独でやってきた精神障害者の地域生活支援事業についても、新年度から新たな活動支援センターに移行するというので、新たな事業として取り組みたいということの考え方で、今回予算措置をしたところでございます。

それで、今、小池委員さんの方からお話がありましたように、昨年定例会ごと、また決算審査特別委員会でもそれぞれの議員さんから御質問があって、経過については今、小池委員さんおっしゃったとおり、そういう答弁を議会の中でもしております。

それで、委託の希望先については、先ほども御答弁申し上げましたけれども、昨年について

は愛生会と名寄からあったということで、昨年の暮れに土別福祉会から要望があったということでございます。それでこの、3法人、それから家族会ですとか、3障害、一堂に会しての協議というものはいたしておりません、確かに御指摘のとおりでございます。しかしながら、昨年名寄の道北センター福祉会と愛生会から、最初は2つの法人から要望があったわけでございますけれども、この間につきましては、特に愛生会の方につきましては何回か作業所の方とも施設長、それから理事長含めて御協議をさせていただいてきたという経過もでございます。

それから、地域生活支援事業でやってきた精神障害者の部分についても、家族会の方の御意見もいろいろ聞いてきました。それで私ども一番気を使った点は、実際2年間精神障害者の事業をやってきて、この人が事業が変わることによって、この人たちがまた場所が変わるですとか、指導者が変わると、そういうようなことがあって、また家庭に、自宅に閉じこもってしまっただけでは一番困るということも、一番心配した点でございます。

それから、特に名寄につきましては、昨年10月から名寄市ほか4町村でこの地域活動支援センターを名寄でやっておりますけれども、利用者を聞いてみますと、精神障害者の方が大半ということでも伺っております。そんなようなこともございまして、この精神障害者の、今活動支援事業の方に出てきている精神障害者の方が事業が変わる、そんなようなことでまた自宅にこもることは大変困るということもございまして、またいろいろ法人の方と協議する中で、精神保健福祉士の資格を持った方も派遣をしていただくというようなことも、名寄の方からお話もございました。そんなこともございまして、今協議が十分でなかったのではないかということのお話もございましたけれども、私どもとしては総体的に考えて名寄に決定したという経過でございます。

以上でございます。

副委員長（伊籐隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 誤解しないでほしいんですけどもね、この名寄の道北センター福祉会がだめだとか、今やっているぬくもり会の、精神障害者の集まりのこれがよくないとかというそういうことを言っているわけでは全然ないんですよ。ちゃんとみんなが納得する形で話し合っただけで、そしてみんなで、ここがいいねという、そういうふうにして決めたものなら何も問題はなないんですよ。その決めるまでの経過が、何か不明瞭だというふうに思うわけですよ。

だから、今さらこれはもう予算にのっかっていますから、それでもう申請も出しているんでしょう、どこか上の方にね。だから今さらこれをだめだ、反対と言っても、それを反対したら予算は全部反対しなきゃならないことにもなるしね、これはこれでしょうがないと言ったらあれですけども、いいでしょう。

ですけども、現実的に考えても、今やっているその精神障害者のその施設、身体障害者は利用できませんよ、全然車いすでは入れませんから。玄関は狭いし、バリアフリーには全然なっていませんしね。ですから、現実的にはちょっと難しい状態にはなっているんですけどもね。

私は財政が厳しい厳しいということで予算を組むときに余りにも効率性ばかり、そこを考え過ぎていてないかなと私は思うんですね。いかに節約するかということで、そのことばかりが先立つから、実際の当事者である障害者とか、あるいは市民の思いとか、要望とか、願いというのは全然考えられないでこっちへ置いてしまって、そしてお金計算ばかりで、ああこれはこうでこうで、ああうまいこといくぞというような、そんなふうになりがちでないかと、私は今回のこれを見たときに思ったんですよ。

特にきのう、牧野さんの質問でも、病院の売店の選択というのがね、業者の選択の話がありましたけれども、あんなふうに、あれとはまた、今回のこれは全然別だと思うんですね。これは福祉の政策、事業であって、そしてこれにかかわる障害者、親もみんな非常に期待していたものだ。だからその人をまず第一に、みんなの思いをちゃんと聞いて、組み入れて、そして予算立て、そして場所、委託先決定、そういうふうな手順をとって本来ならばやるべきことなんですよ。

市長がいつも言うように、市民との協働でまちづくりと、こういうふうに言っていますけれどもね、残念ながら今回はその協働の部分がやはり抜け落ちて、行政主導といいますか、行政の考えが先にあって、どんどんと物事を私は進めていったのではないかなというふうに感じて、非常に残念に思っております。

たかが大した、300万かそこらの金額だとおっしゃるかもしれませんが、やはり一つ一つの事業の一つの決め方として、お金ばかりじゃない、やっぱり市民あってのまちづくりですからね、市民にきちんとわかるように、納得するような税金の使い方でない困るわけですから、そういう意味でも、私はこれからのことですが、きのうのお話では、これは単年度の契約であると、契約事業者の見直しも考えられるんだというふうに御答弁されていますね。だったら、ぜひとも年度初めから、すぐこの障害者の方たち、いろいろな方たち、関係者と協議をして、じっくりと話し合っただけでよいセンターオープンに、また来年度から取り組んでいただきたいと思うんですが、そういうような考えはありますか。

副委員長（伊藤隆雄君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 今、御指摘のように、私どもも障害者3団体における協議が少し足りなかったのじゃないかと反省しているところなんですけれども、実は協議の場所でもちょっと意見がございまして、やはり今愛生会の法人にあっては、小規模作業所、知的と精神をやられているわけなんですけれども、こういう作業所に通っている、通所している人たちもそういう相談をできる箇所というのは近くにあった方がいいという意見もございました。

1つには、今2年間私どもが市の一般会計で、市で開設している、2年間開設してきましたところに通所している人たちにあっては、どちらかというそちらの作業所に通所できない、していない方が1つには相談の場所としてそちらに通所しているという方が多いものですから、そういうところの兼ね合いがあって、実は3つの障害者団体ともお話をさせていただいたわけがありますけれども、やはりその中で出た話が、やはりどこの法人が実施するということではな

くて、今小池委員さんから話がありましたように、果たしてどこの場所が適切であろうかという話がありました。いま一つには作業所に近い、通所している人もあわせて相談できるので、今の作業所の2階なりに併設していただけないかということがございました。やはり作業所が一緒であれば、今現在通所している人たちは全員来なくなるのではないかということの父兄の心配の話もございまして、では入り口を2カ所に分けて、もう1カ所つくって、2階も一部改修をしてやってはどうかという話もございました。

また、もう一方のつくも園にあっては、今あそこの開設場所にあっては、今国道の方に計画されているということがございまして、そういうどちらかということと交通が頻繁に、交通量のあるところが、果たしてその場所が適切なのであろうかということもございました。

昨日の牧野委員さんにも御答弁しておりますけれども、今、そういう通所されている人たちが一番懸念されることは、やはり相談業務を受けていただいているところの担当が、やはり同じ人、なるべく場所も変えない、それから人も変えないでスムーズに移行することが一番いいのではないかということもございまして、そういうところを皆さんと協議したところ、それぞれが満足いくという施設にはならなかったわけでありまして、それぞれ譲り合った形の中で、今の現施設が一番いいのではないかということで了解をいただいたところです。

なお、今言った決して車いすの対応にはなっておりませんし、ほかの施設もちょっと車いすで、例えば2階なら2階がそういう施設にはなっておりませんので、通所者が増えて狭隘だということになれば、またそういう場所も、今後また開設場所を変えて、これらの事業に当たっていかなければならないというように思っております。

なお、愛生会さんにあっても、つくも園さんにあっても、これらに至った経過については御説明いたしました。

なお、ちょっと今、次長の方から資格者の話もしましたけれども、やはり資格者を備えているかどうか、あるいはつくも園さんに資格をお持ちの方もいるわけですが、そういう方にあっては、それらに専従できるかということが一つ私どもの中でいろいろと検討したわけですが、今、道北福祉社会にあっては数名、そういう複数の方がいるということで、当面私どもがこれを立ち上げる時には何ら障害なくスムーズに移行できるということの判断のもとに決定をしたところです。

今お話ししましたように、地元の愛生会さんにあってもそれらについては、将来にあってはそういうことの資格者を整えとか、あるいは法人としてある意味で基礎かためできた時点でそれらに、地元の法人なりに移行できるように、行政も努力していきたいということを御説明申し上げて、御理解いただいたというところでございます。

副委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでね、私がお願いしたいのは、いずれにしてもみんなと話し合いの場を持ってほしいということなんです。いまだにそれぞれ障害者の方とか、それぞれの法人が何か納得いかないという人も結構いるんですよ。だから、話し合いの場というのはやっぱり大

事だと思っんですよ。それやっってください。

副委員長（伊籐隆雄君） 杉本部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 実は、その3団体ともお話をしたときに、それぞれ事業計画があるものですから、先般も牧野委員さんに御説明しておりますけれども、相談業務のほかにいると事業がございます。これら受けていただいた法人が、3団体と近々に協議をすることにしておりますので、どういう事業が、例えば今、知的の障害者、あるいは精神の障害者にあっても、どういうことが事業として望まれるかということも協議していきたい。

なお、私どもでお話申し上げたもう一つの中には、私ども保健福祉部もそれぞれの相談窓口を実は設けております。高齢にあっては介護保険の窓口がございますし、生活の困窮に至っては生活保護のところの相談窓口も、家庭にあっては家庭相談員も置いておりますし、母子自立支援にも備えている。ただ一つ精神にかかわる相談員だけはちょっと私どもの方では、今資格を持っていないわけでありまして、やはり私どもの、今の保健福祉部の現体制でやはりどうして補えない部分というのは、今お話ししたような相談の窓口の業務であろうというぐあいに考えるわけでありまして、この辺を私ども大変重視をして、今回の選定になったということでございます。

今、御意見のありましたほかの団体にあっては十分、今後法人ともどういう事業が適切なのか、あるいは望まれるかということもあわせて協議をしていきたいと思っております。

副委員長（伊籐隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 以上で終わります。

副委員長（伊籐隆雄君） これにて総括質問を終結いたします。

副委員長（伊籐隆雄君） 次に、お諮りいたします。まだ付託案件の審議が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（伊籐隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

（午後 4時03分閉議）